

# 地域金融の危機と自治体の対応

—— 足利銀行の一時国有化を事例として ——

児 玉 博 昭

はじめに

- 一 金融危機の事前対策
  - 二 金融危機発生以降の経緯
  - 三 金融危機の事後対応
- むすびにかえて

はじめに

## 1 研究の背景

二〇〇三年十一月二十九日、栃木県の足利銀行が改正預金保険法のもとで初の破綻処理を受けた。足利銀行は二〇〇三年九月中間決算で一千億円を越す債務超過に陥り、国は預金保険法第百二条第一項第三号に基づき、特別危機

管理の適用を決定し、足利銀行の全株式を強制取得し一時国有化した。

預金保険法の定めでは、内閣総理大臣は、信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときには、金融危機対応会議の議を経て、措置の必要性の認定を行うことができる(同法第百二条第一項)。金融危機に対応するための措置には、①金融機関の資本増強(第一号措置)、②ペイオフコスト超の資金援助(第二号措置)、③特別危機管理(第三号措置)の三つがある。第三号措置の場合、預金保険機構は、金融庁長官の決定に基づき、当該銀行等の株式等を取得する。また、金融庁長官の指名に基づき、特別危機管理銀行の取締役及び監査役を選任する。選任された新取締役等は、経営管理のほか、旧経営陣の経営責任を明確にするため、民事上・刑事上の所要の措置をとることが義務付けられている。この特別危機管理は、救済金融機関等との合併、事業譲渡、株式譲渡により、できる限り早期に終了させるものとされている(同法第百二十条第一項)(図表1)<sup>1)</sup>。

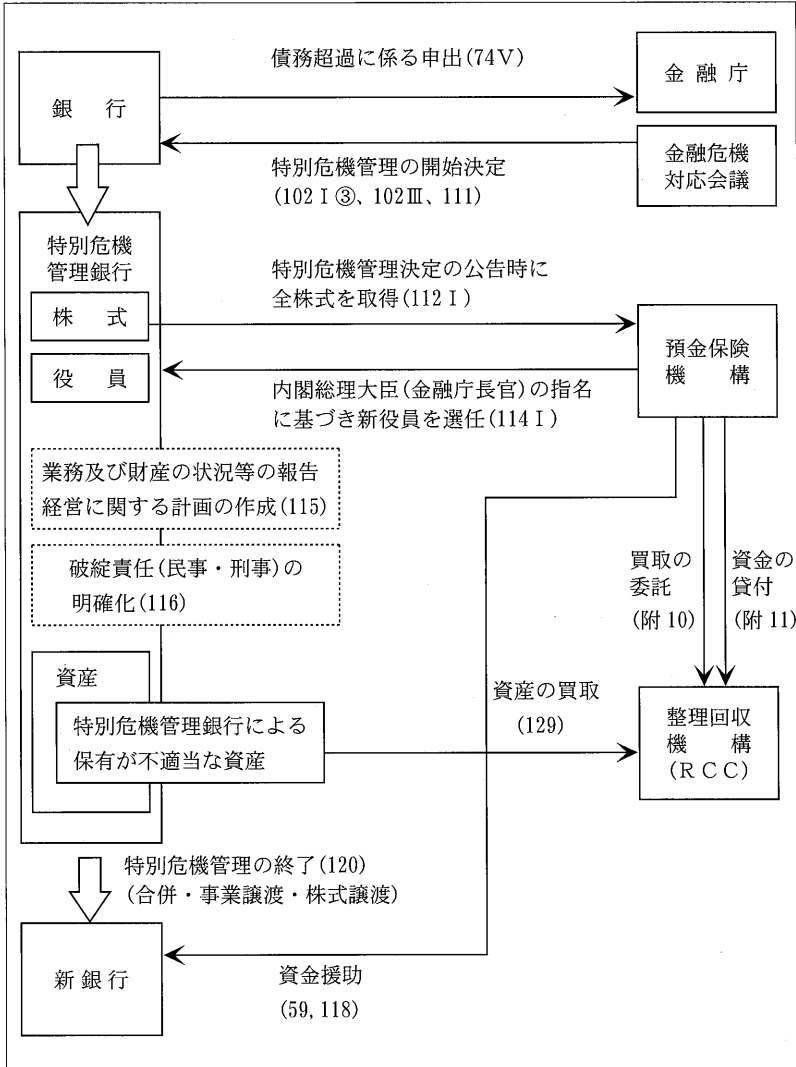
県内の約五割の融資シェアを誇る同行の一時国有化は、県経済に大きな影響、混乱を与えた。預金者は預金全額保護との報道に冷静に対応し、取り付け騒ぎは回避されたが、借手側からは資金繰りを懸念する声上がり、増資に応じてきた株主企業は株式の評価損の計上を迫られた。自治体にとつても指定金融機関の破綻は未知の事態であり、財産の棄損を理由とする行政訴訟の提起も見込まれた。衝撃を受けたのは地元関係者に限らない。金融再生の焦点が地域金融機関に移る中、足利銀行の事例は地域金融機関に対する検査・監督の分岐点になるとして当惑する銀行関係者も少なくない。破綻処理をめぐる金融当局に対する疑問の声も聞かれた。

足利銀行の経営破綻は急に起きた出来事ではない。もともと足利銀行は地元密着と堅実経営で知られたが、生え抜き頭取のワンマン経営のもとバブル期に融資拡大路線を展開したことが災いし、バブル崩壊後は多額の不良債権が経営を

圧迫することになる。一九九八年と翌一九九九年に計千三百五十億円の公的資金投入を受け、一九九九年と二〇〇二年には計七百二十七億円の第三者割当増資を行った。一連の増資には栃木県と県内十二市が計十億二千万円の株を公的資金で引き受けている。二〇〇一年には地元財界人を中心に行内に経営諮問委員会を設置したが、景気低迷もあって健全化は思うように進まなかった。

こうした事態に対して、栃木県はいかなる組織体制を整え、いかなる対策を講じたのか。経営破綻した足利銀行に対して何をなし得、何をなし得なかったであろうか。

図表1 特別危機管理のスキーム



(出典) 預金保険機構 HP 掲載の図表を若干修正

## 2 先行研究の状況

足利銀行の一時国有化の影響に関しては、雑誌等でいくつかの特集が組まれているが、このうち『地方財務』の「特集・激動する地域金融と自治体―足利銀行一時国有化の影響」は、地域金融と自治体との関係をテーマに取り上げている。足利銀行の一時国有化に対する栃木県の初期の対応なども紹介されている。<sup>3</sup> 同特集では、渡辺〔二二〇〇四〕が、監査法人や金融庁の方針変化の背景、大手行と地銀等との資産査定格差の問題、預金保険法一〇二条適用の妥当性、「オーバーバンキング」問題の今後の行方、自治体と地域金融機関との関係のあるべき姿を論じている。<sup>4</sup> 伊藤〔二二〇〇四〕は、足利銀行の一時国有化に至った経緯と今後の公的資金投入制度の方向性を述べる。<sup>5</sup> 稲生〔二二〇〇四〕は、自治体と地域金融機関の関係変化を踏まえて今後の地域金融機能の活性化のあり方を考察している。<sup>6</sup> このほか、別の連載として、大森〔二二〇〇五〕は、足利銀行の破綻と地域金融政策と題し、旧足銀を巡る裁判、破綻処理を巡る金融庁と足利銀行の攻防、破綻による地域経済への影響、破綻の原因と経営責任、金融危機への法制的対応、破綻における国・自治体・監査法人の対応、地域金融政策、破綻後にみる国と栃木県の地域金融・産業再生政策を取り上げている。<sup>7</sup> このように、足利銀行の一時国有化に関しては、金融論や財政学の専門家による論考がいくつか見受けられるが、政策過程論としてアクター間の関係を整理し一連の政策プロセスを分析したものはあまり見当たらない。

## 3 研究の枠組み

本稿の目的は、足利銀行の一時国有化をめぐる栃木県の対応を事例として、地域金融の危機において自治体はどのように対応するのかを明らかにすることにある。

本稿の分析対象となるプロセスは、主に二〇〇三年十一月に国が足利銀行の一時国有化を決定したことを受けて栃木県が金融危機対策本部を設置してから、二〇〇五年三月に栃木県産業再生委員会が足利銀行の望ましい受け皿のあり方を答申したことを受けて同年五月に栃木県及び栃木県緊急経済活性化県民会議が国に要望書を提出するまでである。足利銀行の経営破綻には、それ以前にも公的資金の投入や第三者割当増資の引受けなどの経緯があり、それ以後も受け皿の選定作業が現在も進行中である。広義に解すればこれら一連の過程も分析の対象となりうるが、本稿では、危機管理上最も重要な急性的危機段階にあたる、一時国有化の過程に絞り込みたい。もともと、危機管理には事前対策と事後対応の双方を含むことから、一時国有化後の対応だけでなく一時国有化前の対策にも触れることになる。また、本稿の分析対象となるアクターは、自治体の対応という趣旨から、主に栃木県や栃木県議会などに焦点を当てる。金融庁や産業再生機構、衆議院・参議院などの国の動きや、足利銀行などの民間の動きは、県や県議会などの対応に関連する限りで取り上げることにはしない。

本稿の問題関心は、次のようなものである。第一に、地域金融機関の経営破綻について、自治体の対策はいかなる点で不十分であったのか。第二に、そうした不備はいかなる理由から生じたのか。第三に、そうした不備についていかなる措置を講じたのか。

本稿の構成は、次のとおりである。まず、金融危機以前、栃木県は公金管理運用方針を策定し、公金管理運用委員会を設置していたことを示し、事前対策が庁内体制にとどまり、公金保全が目的でしかなく、金融行政に関わろうとはしなかった点などを指摘する。次に、金融危機発生以降の経緯として、栃木県は金融危機対策本部、栃木県議会は足利銀行問題対策特別委員会を設置し、危機管理体制が次第に構築されていく過程を解明する。そして、金融危機以後、

図表 2 足銀国有化前後の対応比較

	事前対策	事後対策
体制	庁内体制（公金管理運用委員会、 県金融危機対策本部）	全県体制（緊急経済活性化県民会議、 産業再生委員会）
目的	公金保全（公金管理運用方針）	地域金融・企業再生（緊急セーフティ ネット資金、県経済新生計画）
手段	既存制度が前提、運用の範囲内 （公金リスク管理マニュアル）	新規施策を提案、国政に関与（足利 銀行の受け皿に関する要望書）

(出典) 筆者作成

栃木県は緊急経済活性化県民会議を発足させ、産業再生委員会を設置したほか、県経済新生計画を策定し、緊急セーフティネット資金を創設したことなどをまとめ、事後対応では関係団体を巻き込んだ全県体制を築くとともに、金融円滑化や企業再生など幅広い施策を講じるとともに、国に対しても働きかけを行っている点などを評価する。むすびに、今後の検討課題として危機管理、地域金融、自治体法務のあり方に言及する。

### 一 金融危機の事前対策

栃木県では、二〇〇二年四月のペイオフ一部解禁に備えて、公金の管理運用のあり方を検討し、二〇〇二年五月に「栃木県公金管理運用方針」を策定し、あわせて「栃木県公金管理運用委員会」を設置している。さらに二〇〇三年三月には、同方針で言及された危機管理対応マニュアルとして「栃木県公金リスク管理マニュアル」を作成している。そこで以下では、関係者への取材をもとに、これら事前対策の計画内容を整理する。<sup>10)</sup>

#### 1 栃木県公金管理運用方針

「栃木県公金管理運用方針」は、ペイオフ解禁に対応し、自己責任の原則に基づき県公

金を安全確実に運用することを目的に作成された庁内指針である。同方針では、安全性・流動性・有利性の確保を運用の原則とし、預金と借入金（地方債）との相殺を預金保護の基本としている。具体的には、歳計現金と歳入歳出外現金については支払準備のため流動性を確保する、基金については元本の安全性を確保しつつ効率的に運用する、預託金については制度融資の原資として安全性を確保するなどとしている。また、資金需給の状況を的確に把握するために資金計画を毎年及び毎月作成するほか、公金管理運用委員会を設置する、取引金融機関の経営状況を把握する、資金運用の人材を育成・確保する、危機管理体制を整備することなどにも言及している。

## 2 栃木県公金管理運用委員会

「栃木県公金管理運用委員会」は、左記方針を受け、県公金の管理運用を協議することを目的に設置された庁内組織である。同委員会は、副出納長兼出納局長を委員長とし、総務部の財政課長のほか、教育委員会事務局や警察本部を含む各部の次長などが委員を構成しており、出納局の管理課・会計課が事務局となっている。

## 3 栃木県公金リスク管理マニュアル

「栃木県公金リスク管理マニュアル」は、左記方針を受け、取引金融機関の破綻が懸念される場合に公金預金の保全に迅速かつ適切に対処するための手順書である。同マニュアルでは、金融機関の財務状況に応じ段階的な対応がとられる。まず、自己資本比率や株価の低下など基礎的な財務数値が悪化した状態（リスク1）では、当該金融機関から経営改善策などについて出納局が聞き取りを実施し、関係各課に情報を提供する。次いで、自己資本比率が基準に近づき株



価が額面を割れるなど破綻リスクの上昇が懸念される状態（リスク二）になると、国からも情報を収集し、前述した県公金管理運用委員会を招集、取引状況を確認のうえ公金保全措置を検討し、三役の了解のもと資金の分散、預入期間の制限、金融商品の限定などの対策を実施する。さらに、自己資本比率が基準を下回り早期是正措置命令を受けるなど破綻リスクが顕在化した状態（リスク三）にいたると、後述する県金融危機対策本部を設置、金融庁の破綻処理方式をふまえ預金債権と借入金債務の相殺などの対策を実施するとともに、指定金融機関の場合は議会の承認のもと運転資金の調達や機関の変更手続などを措置することになっている。

#### 4 栃木県金融危機対策本部

「栃木県金融危機対策本部」は、左記マニュアルを受け、公金保全対策や社会混乱防止策を協議決定することを目的に設置される庁内組織である。同本部は、知事を本部長、副知事及び出納長を副本部長とし、各部の部長、出納局長・企業局長・教育長・警察本部長が本部長を構成しており、出納局長の会計課が事務局となっている。その他の関係各課として、医事厚生課や企業局などは歳計現金の保全、管財課・用地課などは基金の保全、経営支援課などは預託金の保全、また、財政課は予算の措置、地方課は市町村との連絡調整、広報課はマスコミへの対応、議事事務局は議会への対応とそれぞれ担当することとなっている。

#### 5 考察——事前対策の体制・目的・手段

これらの事前対策をまとめると、地域金融機関が経営破綻した場合の自治体の対応として、まず、危機管理の体制と

図表3 政策対応のレベル

		政策転換のコスト	
		小さい	大きい
政策立案 のコスト	小さい	微修正	模倣
	大きい	転用	研究開発

(出典) 西尾 (2001) 263頁。

しては、金融危機対策本部を設置することになっているが、庁内体制にとどまっている。また、危機管理の目的は、「公金リスク管理マニュアル」という名称にも象徴されるとおり、公金の保全が優先され、社会混乱の防止などは必ずしも十分想定されていない<sup>①</sup>。さらに、危機管理の手段についても、あくまで既存の制度を前提とし、運用の範囲内にとどまっている。

一般に、自治体が危機に直面し政策的な対応を迫られたとしても、対応如何で自治体の負担は大きく異なる。政策的な対応が現行業務の延長上にあるならば、政策を立案するのは容易であり、政策を転換する手間もかからない。しかし、政策的な対応が現行業務と大幅に異なるならば、政策の立案には高度の能力が要求され、政策の転換にも不確実性や危険を伴うことになる。そこで、自治体としては、なるべく簡単な対応方法から検討し、不十分であることが判明したときにはじめて、より複雑な対応方法を模索することになる。こうした政策的な対応について、西尾〔二〇〇一〕は、政策立案と政策転換の各コストの大小の組合せから、現行業務の実施方法の①微修正と②転用、新規政策の③模倣と④研究開発という四つの類型に整理している(図表3)<sup>②</sup>。

地域金融機関が破綻した場合、自治体としては、まず、既存の財務規則を改正したり運用指針で補足したりするなど、現行業務の実施方法を部分的に変更して対応しようとする。こうした微修正で対応できない場合には、次いで、他の庁内会議を参考に対策本部を設置するなど、現行業務の実施方法を再編成して他の目的に転用することで対応することになる。転用の場合

は所要の修正をもれなく施す必要があるため、政策立案にコストがかかるが、微修正と転用の場合はいずれも職員が業務の実施方法に習熟しており、結果も予測できるため、政策転換のコストは小さい。現行業務の実施方法が参考にならない場合は、新規に政策を採択せざるを得ない。しかし、この場合でも、国の研究成果を参考にしたり企業のパイオフ対策を借用したりするなど、他者の政策を模倣することができる。実際、総務省では、「地方公共団体におけるパイオフ解禁への対応方策研究会」が二〇〇一年三月に検討結果をとりまとめている<sup>13)</sup>。当該自治体にとってはあくまで新規の政策であるから政策転換に要するコストは大きい、既存の政策を模倣できるため政策立案のコストは小さくて済む。そして、当該自治体で政策を独自に研究開発することは、政策立案と政策転換ともにコストが大きいため、最後の選択肢となる。

そのように考えると、全庁的な対策本部を設置することは、既存の庁内体制を転用できたため、政策転換のコストは小さかった。また、公金管理のマニュアルを作成することも、同様にパイオフ解禁への対応を迫られた民間企業の預金保護対策を模倣できたため、政策立案のコストは小さかった。しかし、関係機関を含めた全県的な体制の整備は、現行業務の実施方法とは全く異質なものであった。また、社会的混乱の防止策については、国の研究会でも論点として整理しておらず、自治体固有の課題のため民間企業の対策も参考にはならなかった。自治体としては、一時国有化という前例のない事態を想定し、金融不安という切迫した事態に対処するには、高度な制度設計能力と迅速な対応を必要とし、政策立案と政策転換いずれのコストも大きいために、研究開発という対応レベルまでには至っていなかったとみることができる。

## 二 金融危機発生以降の経緯

足利銀行の一時国有化以降、栃木県では知事を本部長とする県金融危機対策本部を設置し、栃木県議会では足利銀行問題対策特別委員会、議会最大会派の自由民主党議員会でも足利銀行問題緊急対策本部、県内経済五団体でも県経済団体金融危機対策本部をそれぞれ設置した。国でも金融庁を中心に足利銀行関係省庁等連絡会議を設置し、関東財務局を事務局として県金融・経済安定連絡協議会なども設置している。そのほか、オンブズ栃木などの市民団体は知事らの責任を追究し、出資被害者の会などは足利銀行、旧経営陣、監査法人などを提訴した。そこで以下では、これらのアクターとプロセスを関係図と時系列で整理する。<sup>1)</sup>

### 1 政策アクター

#### (一) 銀行・監査法人

当事者は、経営破綻した「足利銀行」(頭取：日向野善明、のち榎田光一、池田憲人)と、持株会社の「あしぎんフィナンシャルグループ(あしぎんFG)」(社長：日向野善明、のち榎田光一)、監査法人の「中央青山監査法人」(理事長：上野紘志)である。足利銀行の頭取は、破綻当時、日向野善明氏であったが、一時国有化後、横浜銀行出身の池田憲人氏が就任する。あしぎんFGは、銀行法に基づく銀行持株会社で、足利銀行のほか、北関東リース、あしぎんディーシーカード、あしぎんシステム開発、やしお債権回収を子会社としていたが、中核子会社の破綻を受けて会社更生法の適用を申請し、保全管理人に清水直・弁護士が選任された。足利銀行は、一時国有化後、「業務監査委員会」(委員長：築郁

夫・福田屋百貨店会長」と「内部調査委員会」(委員長…春日寛・弁護士)を設置した。足利銀行の新経営陣は、決算監査を担当した中央青山監査法人のほか、不正融資や違法配当を行った旧経営陣(元頭取…向江久夫、柳田美夫、飯塚真ら)を提訴することとなる。

## (二) 当局

政府当局として、足利銀行に対し一時国有化を決定したのは、「金融危機対応会議」(議長…小泉純一郎)である。金融危機対応会議は、内閣府設置法第四十条、第四十二条に基づき、内閣総理大臣を議長とし、内閣総理大臣(小泉純一郎)のほか、内閣官房長官(福田康夫、のち細田博之)、金融担当大臣(竹中平蔵、のち伊藤達也)、金融庁長官(高木祥吉、のち五味廣文)、財務大臣(谷垣禎一)、日本銀行総裁(福井俊彦)によつて構成される。この一時国有化の決定を受けて、内閣には「足利銀行関係省庁等連絡会議」が設置された。足利銀行関係省庁等連絡会議は、内閣官房副長官を議長、金融庁監督局長を副議長とし、内閣府政策統括官(経済財政―運営担当)、総務省大臣官房長、財務省総括審議官、厚生労働省職業安定局長、農林水産省経営局長、経済産業省中小企業庁長官、国土交通省総合政策局長によつて構成され、日本銀行考査局長と栃木県副知事がオブザーバーとして参加している。<sup>15)</sup>

## (三) 県政

栃木県政で主要な役割を果たすのが、栃木県の執行部(知事…福田昭夫、のち福田富一、副知事…須藤揮一郎)と、栃木県議会(議長…梶克之、のち平池秀光、木村好文)の最大会派である「自由民主党議員会」(会長…渡辺渡、政調

会長・阿久津憲二)である。

知事は、足利銀行の破綻当時、福田昭夫氏であったが、翌年の知事選で福田富一氏に交代することになる。また、栃木県議会には、自民党議員会、県民ネット二一、公明党議員会などの会派があるが、最大会派の自民党議員会は、「足利銀行問題緊急対策本部」(本部長・渡辺渡、事務局長・石坂真一)を設置し、「信用秩序維持部会」(部会長・木村好文)、「企業再生部会」(部会長・広瀬寿雄)、「金融再生部会」(部会長・阿久津憲二)で検討している。自民党議員会会長の渡辺渡氏は、栃木県議会に設置される「足利銀行問題対策特別委員会」の委員長にも就任した。

なお、当時の知事と県議会の関係について若干言しておきたい。知事の福田昭夫氏は、今市市長を務め、二〇〇〇年十一月の知事選に立候補した。知事選では当初、連続五期目を目指す現職の渡辺文雄氏が、自民党をはじめ民主党、公明党などの全面的な支援を受けて圧倒的に有利と見られていたが、結果は、草の根運動に徹した福田昭夫氏が渡辺氏を僅差で破り初当選を果たした。しかし、福田昭夫氏は、知事に就任にしたものの、県政史上初めて「オール野党」となった県議会と対峙することになり、県庁舎の建替え、大型公共事業、女性副知事の登用などをめぐり激しく対立した。また、多くの市町村長が自民党寄りで選挙でも渡辺氏を支援した関係から、市町村との関係でもしこりが残った。こうした前回知事選のわだかまりから、二〇〇四年十一月の知事選では、自民党などが宇都宮市長の福田富一氏に出馬を要請した。福田昭夫氏も民主党や社民党の支援を受けたものの、自民党と公明党の推薦を受けた福田富一氏が、両党の圧倒的な組織力を背景に大量得票で初当選を飾った。福田富一氏は、県議会との対話を重視し、自民党議員会・公明党議員会などの「知事与党」が議員定数の七割強を占めることとなった。

そのほか、市町村関係では、「栃木県市長会」(会長・福田富一・宇都宮市長、のち眞杉瑞夫・日光市長)と「栃木県

町村会」(会長：八木澤昭雄・藤原町長) が県内市町村の意見を集約している。

#### (四) 経済・金融

栃木県内の経済界では、「社団法人栃木県商工会議所連合会」(会長：築郁夫、「栃木県商工会連合会」(会長：田中俊一)、「栃木県中小企業団体中央会」(会長：菊池功)、「社団法人栃木県経済同友会」(筆頭代表幹事：藤井清、のち市川秀夫)、「社団法人栃木県経営者協会」(会長：青木勲)のいわゆる「経済五団体」が中心となった。経済五団体は「栃木県経済団体金融危機対策本部」(本部長：築郁夫)を設置している。県商工会議所連合会の築郁夫会長は、足利銀行の社外取締役に就任し「業務監査委員会」の委員長も務めた。

経済五団体の中では、とくに県経済同友会が活発に活動しており、「金融危機対応特別委員会」(委員長：新井祥夫)、「特定地域再生特別委員会」(委員長：中津正修)、「産業活性化特別委員会」(委員長：鈴木貞夫)からなる「緊急提言特別委員会」を設置している。

他の経済団体(消費者団体、業界団体、労働団体)としては、「栃木県市町村消費者団体連絡協議会」(会長：山岡美和子)、「社団法人栃木県観光協会」(会長：廣川允彦)、「栃木県農業協同組合中央会」(会長：豊田計)、「栃木県木材業協同組合連合会」(理事長：篠崎昌平)、「社団法人栃木県建設業協会」(会長：落合喜行)、「日本労働組合総連合会栃木県連合会」(会長：伍井邦夫)なども関与している。

金融機関関係では、政府系金融機関の「商工組合中央金庫」「国民生活金融公庫」「中小企業金融公庫」の各宇都宮支店、「栃木県信用保証協会」(会長：花塚功先)、「社団法人栃木県銀行協会」(会長：小林辰興)、「栃木県信用金庫協会」

(会長：東原民範)、「栃木県信用組合協会」(会長：塚田英一郎)が情報提供などの各種要請に対応している。

これら関係機関の連絡調整として、「栃木県金融・経済安定連絡協議会」が設置された。県金融・経済安定連絡協議会は、関東財務局宇都宮財務事務所を事務局とし、県、関東財務局、関東経済産業局、県商工会議所連合会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会、県銀行協会、県信用金庫協会、県信用組合協会、県信用保証協会、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、足利銀行などによって構成される。

#### (五) 国政

栃木県選出の国会議員は、衆議院議員が植竹繁雄・佐藤勉・西川公也・蓮実進・船田元・茂木敏充・森山真弓・渡辺喜美(自民党)、遠藤乙彦(公明党)、水島広子・山岡賢次(民主党)、参議院議員が国井正幸・矢野哲朗(自民党)、谷博之・築瀬進(民主党)である。国会では衆議院の財務金融委員会や参議院の財政金融委員会などで足利銀行問題を審議し、関係者を参考人として聴取している。中でも渡辺喜美氏は、自民党の「金融調査会・地域経済と地域金融に関する小委員会」の委員長でもあり、金融通として持論である県民銀行の創設を強く主張していた。<sup>10)</sup>

#### (六) 市民等

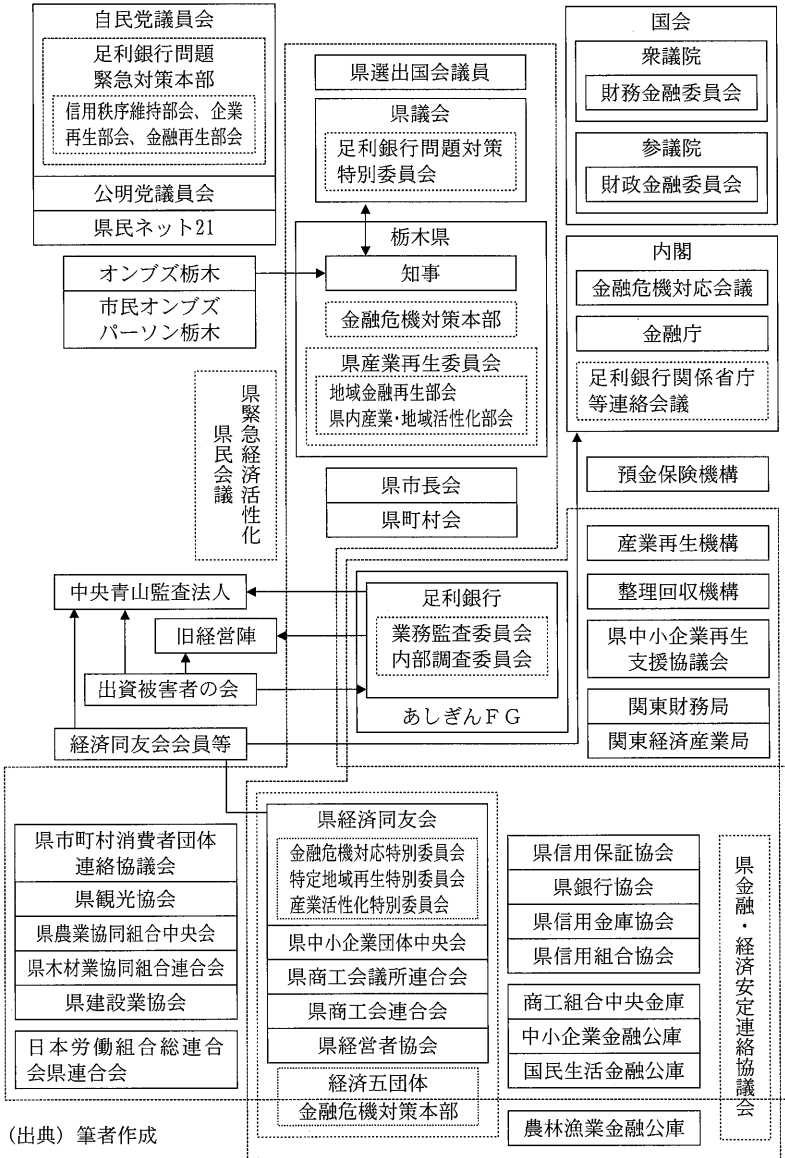
「市民オンブズパーソン栃木」(代表：米田軍平・弁護士、高橋信正・弁護士)と「オンブズ栃木」(代表：宮沢昭夫・社会保険労務士)が、公開質問や監査請求などを通じ増資に依りて財産を棄損させた知事らの責任を追究している。

また、「足利銀行出資被害者の会」(会長：岩月毅、のち福田丈夫、原告代理人：伊藤茂昭・弁護士)が、足利銀行、



旧経営陣、中央青山監査法人を提訴し、県経済同友会の会員企業ら（原告代理人…佐藤貞夫・弁護士）も国と中央青山監査法人を提訴している。

図表4 足銀国有化対応をめぐる政策アクターの関係図



(出典) 筆者作成

## 2 政策プロセス

(一) 足利銀行の一時国有化を決定、栃木県が県金融危機対策本部を設置

二〇〇三年十一月二十八日、足利銀行に公的資金の投入が検討されているとの報道がなされる。こうした報道を受け、福田昭夫知事は緊急会見で冷静な対応を県民に呼びかけるコメントを発表した。県内の経済五団体も金融不安の発生を防ぐための共同声明文を発表した。また、県内の各市長からも冷静に推移を見守りたいとのコメントが相次いだ。県では、須藤副知事が関係部長に情報収集や対応策の検討を指示、副知事自身も日向野頭取から状況説明を受けた。県議会でも、最大会派の自民党議員会の渡辺会長ら幹部が議員控室に集合、須藤副知事や国会議員との連絡を取り合い情報収集に追われた。

十一月二十九日、県では、午前八時半より緊急に関係部局長会議、部局長会議を開催し「金融危機対策本部」を設置した。午後三時、福田昭夫知事は日向野頭取と会談、午後四時、会談後の会見では事態急変に憤りをあらわにした。その後、知事に対しては自民党県連、民主党県連、公明党県本部などから、県内の金融安定化に向けた対策を求める要望書が相次いで提出された。一方、あしぎんFGは、午後、臨時取締役会を開催し、債務超過となった足利銀行の九月中旬決算を承認、預金保険法第七十四条第五項に基づき、事実上の経営破綻状態にあることを金融庁に報告した。政府は、午後九時、「金融危機対応会議」を開催し、預金保険法第百二条第一項に基づき、同項第三号の措置を認定、預金保険機構が足利銀行の全株式を強制取得し一時国有化することを決定した（特別危機管理開始決定）。この決定を受け、金融庁は足利銀行に対する「経営監視チーム」を設置し、日本銀行は臨時政策委員会を開催している。県では、午後九時半より第一回の「金融危機対策本部会議」を開催し、県民消費生活センターに相談窓口を設置すること、政府や日銀、

政府系金融機関に円滑な資金供給を要請すること、県経営支援課内に特別金融相談窓口を設置し県の制度融資の融資枠を拡大することなどを決定した。知事は、足銀破綻の一報を受け、午後十時、会見で県の対応を説明。その後、関東財務局の竹内局長からも報告、午後十一時過ぎ、報告後の会見でも、怒りを重ねて表している。県議会では、最大会派の自民党議員会が「足利銀行問題緊急対策本部」を発足させた。

十一月三十日、午後九時半、県では、第二回金融危機対策本部会議を開催し、県制度融資に融資枠三百億円の「緊急セーフネット資金」を創設するなど七項目の対応策を決定した。<sup>⑩</sup>なお、県内各市町村でも、相次いで臨時対策会議を開催し今後の対応を協議している。県市長会と県町村会は、地域経済への影響を最小限にと知事に要望。県内経済五団体も金融危機対策本部を設置し、中堅・中小企業に対する積極的な支援を知事に要望した。一方、県からも市町村、商工団体、金融機関、信用保証協会あてに金融の円滑化に対する協力を要請した。県は、県経営支援課に中小企業向けの特別金融相談窓口を、県消費生活センターに県民向けの相談窓口を設置した。県信用保証協会も、特別相談窓口を設置した。

十二月一日、政府は、足利銀行の特別危機管理開始を公告し、国有化の手続きを完了、金融庁は足銀に経営監視チームを派遣した。また、「足利銀行関係省庁等連絡会議」の準備会も発足した。預金保険機構が足利銀行の全株式をゼロ円で強制取得したのに伴い、足利銀行を傘下に置くあしぎんFGの株価は大幅に下落した。県と各市が出資した株式も無価値となり、県内の市民団体「市民オンブズパーソン栃木」からは、監査請求などによる責任追及を検討するなど、増資に応じた自治体に対する批判が相次いだ。<sup>⑪</sup>

福田昭夫知事は、全国知事会議で小泉首相に対し破綻措置を抗議、知事からの意見聴取を制度化するよう提言した。

小泉首相に要望書を提出するほか、同会議と前後して、福田昭夫知事は、竹中金融相、福井日銀総裁、中川経産相、望月中企庁長官らを訪問し支援を要望した。

十二月二日、須藤副知事は、足利銀行の決算監査を担当した中央青山監査法人に対して、繰延税金資産の計上を認めなかつた方針転換の理由をただす質問状を提出した。また、政府内では、第一回足利銀行関係省庁等連絡会議が開催され、オプザバーとして参加した副知事は、破綻措置を重ねて抗議、自治体や県民に対する特別の配慮などを要請した。その他、県では、国有化されても収納・支払業務に支障がないことを理由に、当面は指定金融機関を変更しないことを決定した。県議会では、自民党議員会が県内経済五団体と意見を交換している。

## (二) 県議会で補正予算を可決、緊急セーフティネット資金を創設

十二月三日、須藤副知事は、足利銀行の役員を選任などについて高木金融庁長官に要望した。県では、関係機関の情報交換や連絡調整を目的とした「金融対策連絡会議」を開催し、市町村、商工団体、金融機関の担当者に相談体制の充実や中小企業の支援を要請した。県議会では、十二月定例会の代表・一般質問で足銀問題に質問が集中、この中で自民党議員会の石坂議員は「県民銀行」や「中小企業再生ファンド」の創設を提案したが、福田昭夫知事は収益確保が難しくリスクも高いことから県民銀行の創設には難色を示した。

十二月四日、国会では、衆議院財務金融委員会が足銀問題を審議された。この中で自民党の渡辺議員は、前日、栃木県選出の自民党国会議員が県民銀行と産業再生委員会の創設推進で合意したことを受け、受け皿銀行として県民銀行の創設を提案した。翌五日、衆議院に続き、参議院財政金融委員会が足銀問題が審議された。この中で自民党の矢野議員

は、繰延税金資産の計上が認められなかった理由を質問し、これに対して竹中金融相は、繰延税金資産への依存が過大だった点を指摘し、放置した経営陣の責任に言及した。

十二月五日、県議会では、一般会計補正予算案が可決され、緊急セーフティネット資金の創設が決定された。県では、第三回金融危機対策本部会議が開催され、当面の重点課題と対状況について検討された。その他、県内では、県経済団体金融危機対策本部が、足利銀行の新経営陣の選任にあたり要望書を知事らに提出した。また、宇都宮市では「市金融危機対策本部」が設置された。

十二月八日、県では、中央青山監査法人から回答書が提出されたが、須藤副知事は形式的な回答に不満を表明した。県議会では、各常任委員会の質疑で、県が発注する公共工事の請負代金を円滑に支払う方針などが説明された。政府内では、第一回足利銀行関係省庁等連絡会議の幹事会が開催されている。十二月十日、県内では、国から坂本経産副大臣、望月中企庁長官が来県し、福田昭夫知事や経済団体代表と意見を交換し、県中小企業再生支援協議会の人員を増強することを表明した。また、国の機関や県、県内の商工団体などで構成される「県金融・経済安定連絡協議会」が発足した。福田昭夫知事は、足利銀行の役員を選任などについて福田官房長官に要望した。<sup>23)</sup>

十二月十二日、県では、第四回金融危機対策本部会議が開催され、産業再生機構を活用した地域経済の再生が討議された。県議会では、最終本会議で「栃木県における金融機能の安定に関する意見書」を可決、また、「足利銀行問題対策特別委員会」の設置を決定して、定例会を閉会した。<sup>24)</sup> 閉会后、梶原議会議長らは上京して国会や各省庁に意見書を持参した。また、福田昭夫知事は、県の出資が棄損した責任をとるため、三役報酬の減額率を引き上げることを表明した。<sup>25)</sup> 一方、国では、第二回足利銀行関係省庁等連絡会議が開催され、県信用保証協会への相談件数が急増したことなどが報

告された。

(三) 足利銀行に新頭取が就任、県議会で足利銀行問題対策特別委員会を開催

十二月十六日、足利銀行の新頭取に、政府が選任した横浜銀行出身の池田氏が就任した。池田新頭取は就任直後、福田昭夫知事と懇談し、福田昭夫知事は地域金融に熟知した人材の起用を歓迎した。その他、県内では、県金融・経済安定連絡協議会が、預金者や事業者への相談に対応するための地域説明会を開催した。

十二月十八日、県議会では、足利銀行問題対策特別委員会が開催され、出席した福田昭夫知事は、経済界を含めた「総合経済対策本部(仮称)」を設置する意向などを表明した。その他、県内では、県商工会議所連合会が、中川経産相や山口商工会議所会頭らに信用収縮の防止などを求める要望書を提出した。十二月十九日、国では、第二回足利銀行関係省庁等連絡会議幹事会が開催されている。県内では、県中小企業再生支援協議会が、窓口専門家の増員などを確認。県市長会と県市議会議長会は、足銀問題の対応を合同で協議した。<sup>28)</sup>

十二月二十二日、県では、第五回金融危機対策本部会議が開催され、県が発注する公共事業の請負代金の最大六割を前金で支払う「中間前金払い制度」を一月から実施することを確認した。また、福田昭夫知事は、斉藤産業再生機構社長、金子産業再生相らに産業再生機構による県内中小企業の再生支援を要請した。さらに、中央青山監査法人に対して再び質問状を提出した。<sup>29)</sup>十二月二十四日、県議会では、足利銀行問題対策特別委員会が開催され、県信用保証協会から緊急セーフティネット資金の保証承諾実績が報告された。

(四) あしぎんFGの会社更生手続が開始、緊急経済活性化県民会議を開催

十二月二十五日、あしぎんFGは、東京地裁に会社更生手続の開始を申立て、同地裁は保全管理命令を出し保全管理人に清水弁護士を選任した。一方で、足利銀行では、新役員(社外取締役)に地元経済界から築県商工会議所連合会長が就任した。これに伴い、築氏は県経済団体金融危機対策本部の本部長を退任した。県では、第六回金融危機対策本部会議が開催され、経済界を含めて足銀問題に取り組む「緊急経済活性化県民会議」の設立などを確認した。また、福田昭夫知事は、定例会見で、受け皿よりも足利銀行や企業の再生が先決だとして、県議会の自民党議員会が検討している県民銀行構想をけん制した。十二月二十六日、国では、第三回足利銀行関係省庁等連絡会議幹事会が開催されている。

二〇〇四年一月十三日、県では、第七回金融危機対策本部会議が開催され、中小企業の年度末の資金需要に対応するため緊急セーフティネット資金の融資枠の増額を検討するよう指示がなされた。また、福田昭夫知事は、記者会見で、県が保有するあしぎんFGの普通株は当面売却せず、株主として今後の動きを監視する方針を表明した。<sup>28)</sup>

一月十四日、国会では、衆議院財務金融委員会で足銀問題が取り上げられ、足利銀行の日向野元頭取と中央青山監査法人の上野理事長が参考人として招致された。繰延税金資産の計上について、日向野元頭取は突然否認されたと述べる一方、上野理事長は事前に説明したと述べ意見が対立した。一月十五日、衆議院に続き、参議院財政金融委員会で足銀問題が取り上げられ、日向野元頭取と日本公認会計士協会の奥山会長が参考人として招致された。繰延税金資産の全額否認について、日向野元頭取は監査法人への提訴を検討したが、金融庁の経営監視チームの見解を受けて提訴を断念したと述べた。

一月十五日、県では、中小企業の年度末の資金需要に対応するため、一般会計補正予算を専決処分し緊急セーフティ



ネット資金の融資枠を三百億円拡大した。また、国の地域再生構想提案募集に対して、地域金融の円滑化や中小企業の再生など四つの柱を掲げた「栃木県経済新生構想」を提出した。一月十六日、県では、福田昭夫知事が足利銀行の池田頭取と会談し、新しい経営計画の策定にあたり県中小企業再生支援協議会など地元の見解を反映するよう要望した。

一月十七日、県議会では、自民党議員会が、議員総会を開催し、足利銀行問題緊急対策本部に「信用秩序維持」「企業再生」「金融再生」の三部会を設置した。県内でも同様に、県経済同友会が、緊急提言特別委員会を開催し、「金融危機対応」「特定地域再生」「産業活性化」の三つの特別委員会を発足させた。一月十九日、県議会では、足利銀行問題対策特別委員会が開催され、足利銀行の池田頭取を参考人として招致した。この中で、池田頭取は、旧経営陣の責任を追究する調査委員会を設置すると表明した。

一月二十一日、福田昭夫知事は、金子産業再生相に対し「栃木県経済新生構想」の実現を、望月中企庁長官に対し五十億円規模の地域中小企業再生ファンドの創設などを要望した。一月二十三日、中央青山監査法人から再質問状に対する回答書が提出されたが、福田昭夫知事は、回答に納得できず、後日の記者会見で同監査法人は解散すべきだと厳しく批判した。県内では、県金融・経済安定連絡協議会が、事業者向けに地域説明会を開催している。

一月二十六日、あしぎんF.G株の上場が廃止され、同株式は無価値となった。オンブズ栃木は、県監査委員に対し、福田昭夫知事に棄損分を賠償させるよう勧告を求める監査を請求した。一月二十七日、県では、第八回金融危機対策本部会議が開催され、当面の重点課題と対応状況が検討された。また、第一回「栃木県緊急経済活性化県民会議」が開催され、公共投資拡大のため国に国庫補助事業の優先配分を要請する方針などを確認した。一月三十日、国では、第四回足利銀行関係省庁等連絡会議幹事会が開催されている。

(五) 足利銀行が新経営計画を提出、県は経済新生計画を策定

二月二日、県内では、県市長会と県町村会が、足利銀行の池田頭取に対し、中小企業対策に万全を期すよう要望書を提出した。二月六日、足利銀行は、預金保険法に基づき、地域金融の円滑化と中小企業再生を柱とする「新経営計画」を国に提出した。また、同行は、企業統治の強化と透明性の確保のため県副知事や宇都宮市助役など地元関係者で構成される「アドバイザリー・ボード」を設置した。さらに、外部専門家で構成し旧経営陣の責任を追及する「内部調査委員会」とは別に、行内関係者で構成し債務超過の原因を検証する「過去問題調査ワーキングチーム」を設置することとした。

二月九日、県では、足銀問題に対応するため経済活性化に力点を置いた積極型の二〇〇四年度当初予算案及び二〇〇三年度補正予算案を発表した。国では、第三回足利銀行関係省庁等連絡会議が開催され、出席した須藤副知事は、県予算案を報告し県の緊急事態を国に説明するとともに、特別養護老人ホームへの国庫補助金の優先配分などを要請した。二月十日、第九回金融危機対策本部会議が開催されている。二月十三日、足利銀行は、「業務監査委員会」と「内部調査委員会」を設置し、業務監査委員長には築社外取締役が就任した。県議会では、足利銀行問題対策特別委員会が開催され、栃木銀行の小林頭取を参考人として招致した。この中で、県や県内金融機関が中小企業再建のための再生ファンドの創設を検討していることが明らかになった。二月十七日、県内では、第二回栃木県金融・経済安定連絡協議会が開催され、新たに整理回収機構や産業再生機構、県中小企業再生支援協議会などが加盟した。二月十九日、足利銀行では、第一回アドバイザリー・ボードが開催され、営業推進施策と企業再生について意見を交換した。二月二十日、県内では、県や県内金融機関で構成される「地域企業再生ファンドに関する調査・検討会」が開催され、先行する大分県な

どの事例を検討した。また、行政や経済団体・労働団体で構成される「産業労働とちぎ会議」が開催され、足銀問題や雇用対策について意見を交換した。二月二十七日、国では、地域再生本部が「地域再生推進プログラム」を決定し、認定された地域内で政府系金融機関が無担保・無保証で中小企業に融資できるように融資条件を緩和するという県が提案した支援策が盛り込まれた。

三月一日、県では、福田昭夫知事らが、小泉首相らに対し知事と栃木県緊急経済活性化県民会議の連名で中小・中堅企業の経営健全化などを要望した。三月三日、県議会では、二月定例会が開会し、足銀問題についての一般質問で、福田昭夫知事は受け皿の具体的な姿を描くと表明した。三月四日、国では、第五回足利銀行関係省庁等連絡会議幹事会が開催されている。三月六日、県内では、足銀に出資した株主らが損害賠償請求の訴訟を視野に「足利銀行出資被害者の会」を結成した。<sup>30)</sup> 三月九日、国会では、参議院予算委員会でも足銀問題が審議された。足利銀行の二〇〇三年三ヶ月決算と同九月期決算で監査法人の判断にかい離があった問題で、<sup>31)</sup> 矢野議員は竹中金融相に対し、監査法人の責任を指摘し金融庁による調査を要求した。

三月十三日、内閣府が、宇都宮市内で「地域再生タウンミーティング」を開催し、金子地域再生・産業再生担当相らが出席した。この中で金子担当相は、鬼怒川・川治温泉の再生について産業再生機構の支援は温泉街一体ではなく企業ごとに判断すると発言した。これを受けて、三月十四日、鬼怒川・川治温泉の旅館・ホテル経営者らが「鬼怒川・川治温泉・温泉旅館再生協議会」を発足させた。当初は産業再生機構の受け皿として温泉街一体の再生を目指したが、前日の金子担当相の発言を受けて方針を転換した。

(六) 経済同友会は企業再生基金の設置、自民党議員会は産業再生委員会の設置を提言

三月十九日、県内では、市民オンブズパーソン栃木が、福田昭夫知事や県議会議員らに対し出資責任などを問う公開質問状を提出した。三月二十二日、県では、第十回金融危機対策本部会議が開催された。三月二十五日、県内では、県経済同友会が、福田昭夫知事、平池県議会議長、池田足銀頭取に対し緊急提言書を提出した。<sup>32)</sup> 提言書では、中小企業の再生支援のための「とちぎ再生保証基金(仮称)」の設置などを提言し、優先株主の救済可能性にも言及している。三月二十六日、県議会では、自民党議員会が、福田昭夫知事に対し提言書を提出した。<sup>33)</sup> 提言書では、足利銀行の債権の切り分けに勧告などを行う「産業再生委員会(仮称)」の設置を提言している。県では、県監査委員が、福田昭夫知事に株式の棄損分を賠償させるよう勧告を求めたオンブズ栃木からの監査請求を棄却した。<sup>34)</sup>

三月二十九日、県では、第二回栃木県緊急経済活性化県民会議が開催され、県民大会を早急に開催することを決定した。会議では、福田富一宇都宮市長が福田昭夫知事に対して足利銀行の受け皿を積極的に検討し県民の意思統一をすべく要望し、県の慎重な姿勢を批判した。三月三十一日、県内では、東京地裁があしぎんFGの会社更生法の手続開始を決定し、管財人に清水弁護士を選任した。清水管財人は、記者会見で、国の一時国有化措置について憲法が保障する財産権や平等権に違反する可能性を指摘した。

四月七日、県では、福田昭夫知事が栃木県選出の国会議員と懇談した。懇談会では、福田昭夫知事が国会議員に県緊急経済活性化県民会議の顧問就任を要請したが、国会議員からは、中央省庁との連絡に終始し、国会議員との協議が後回しにされたことに不満が出た。四月十三日、県では、福田昭夫知事が、記者会見で自民党議員会が提言していた県産業再生委員会(仮称)について設置は不要と明言した。県内では、オンブズ栃木が、あしぎんFG株で財産を棄損した

問題で、宇都宮地裁に訴えを提起した。四月二十六日、県内では、「企業再生支援機関連携推進協議会」の初会合が開催され、県内企業の再生に向けて支援機関が再生手法について情報を交換した。四月二十七日、県では、第十一回金融危機対策本部会議が開催されている。

五月十一日、県議会では、足利銀行問題対策特別委員会が、経営破綻した石川銀行と北海道拓殖銀行の地元経済への影響や行政の対応などを現地で調査した。県では、福田昭夫知事が、自民党議員会が提案する「県産業再生委員会（仮称）」について、債権切り分けへの勧告が難しいことに議員会が理解を示したことから、消極姿勢から一転、設置を検討するとした。五月十四日、県では、「栃木県経済新生計画」の地域再生計画認定を国に申請した。五月二十四日、県では、「栃木県緊急経済活性化県民会議・県民大会」が開催された。大会では、一社でも多くの企業再生や地元購買運動などを決議した。

五月二十八日、県議会では、最大会派の自民党議員会が「産業再生委員会設置条例案」を議員提案で提出し、可決された。あわせて「本県地域金融の再生と産業の再生を求める決議」も採択された。

(七) 出資被害者が相次ぎ提訴、県はとちぎ地域企業再生ファンドを創設

五月二十八日、県内では、足利銀行の増資協力要請に応じて優先株を購入した県経済同友会の会員企業らが、国と中央青山監査法人に対し損害賠償請求訴訟を宇都宮地裁に提起した（県経済同友会訴訟<sup>35</sup>）。原告側は、国に対しては、あしぎんFGの足利銀行株を強制的に無償取得しあしぎんFG株を無価値化したのは憲法の保障する財産権の侵害にあたる<sup>36</sup>と主張。また、監査法人に対しては、繰延税金資産を一転全面否認したのは監査の継続性に反し違法と主張した。福

田昭夫知事は、記者会見で、会員企業らの提訴に理解を示しながらも、県としては国に支援を要請しており国に提訴はしないと表明していた。六月四日、産業再生機構が、産業再生委員会を開催し、足利銀行の取引先の支援の第一弾として、ホテル四季彩（日光市）の支援を決定した。

六月九日、県議会では、足利銀行問題対策特別委員会が開催され、足利銀行一時国有化後の県内経済への影響について栃木銀行と県信用保証協会から意見を聴取した。県内では、「地域企業再生ファンドに関する調査・検討会」が、「とちぎ地域企業再生ファンド」を創設すべきとする調査報告書を発表した。六月十一日、県内では、足利銀行が、二〇〇四年三ヶ月決算と今後三年間の経営計画を発表した。決算では貸出債権を厳格に査定し貸倒引当金を大幅に積み増したため七千八百億円の最終赤字となった。経営計画では大口偏重を是正し小口金融の推進で収益基盤を再構築するとしている。また、同行では、経営に対する監督機能を強化し業務執行機能を向上させるため、委員会等設置会社への移行と新たな経営体制等が内定した。六月十四日、国では、第六回足利銀行関係省庁等連絡会議幹事会が開催されている。

六月二十一日、県では、「栃木県経済新生計画」が地域再生計画に国に認定された。県内では、第三回栃木県金融・経済安定連絡協議会が開催され、足利銀行の池田頭取が決算と経営計画を説明した。六月二十二日、県では、第十二回金融危機対策本部会議が開催された。また、庁内に藤原町の地域再生計画などを支援する「地域再生支援プロジェクトチーム」が発足した。六月二十四日、県議会では、足利銀行問題対策特別委員会が開催され、足利銀行の池田頭取を参考人として招致し足利銀行の決算と経営計画について説明を受けた。

七月七日、県では、新しい制度融資として県内の小規模企業の再生を支援する「小規模企業パワーアップ資金」が創

設された。七月九日、県内では、県内の中小企業・中堅企業の再生を支援する「とちぎ地域企業再生ファンド」の運営会社「とちぎインベストメントパートナーズ」(社長・山崎美代造・前産業振興センター会長)が設立された。

七月二十一日、産業再生機構が、産業再生委員会を開催し、足利銀行の取引先で経営不振の栃木皮革株式会社(栃木市)の支援を決定した。支援にあたっては整理回収機構(RCC)と連携することとなった。七月二十二日、県内では、県経済同友会訴訟の第一回口頭弁論が開かれた。被告側は認否を保留し、また、監査法人側は証拠の大半が東京にあるなどとして東京地裁への移送を申し立てた。

七月二十六日、県議会では、足利銀行問題対策特別委員会が開催された。七月二十七日、県では、第十三回金融危機対策本部会議が開催されている。八月三日、県内では、県経済同友会訴訟に続き、足利銀行出資被害者の会が、足利銀行と増資当時の旧経営陣、中央青山監査法人に損害賠償を請求する訴訟を宇都宮地裁に提起した(出資被害者の会訴訟)<sup>39)</sup>。原告側は、債務超過にもかかわらず有価証券報告書に虚偽の記載をし違法な増資勧誘を行ったと主張した。<sup>39)</sup>

(八) 産業再生委員会を設置、地域活性化と金融再生を諮問

八月四日、県では、第一回「栃木県産業再生委員会」が開催され、福田昭夫知事は、県内の産業及び地域の活性化と地域金融の再生方策を諮問した。また、県執行部と栃木県選出国会議員の懇談会が開催され、県側からは地域経済活性化に向けた公共事業費の確保など国の来年度予算について協力を要請したのに対し、国議員側からは産業再生委員会への積極的な関与を県に注文した。

八月二十五日、県では、建設業再生アドバイザー制度の運用を開始した。八月三十一日、県では、「とちぎ地域企業

再生ファンド」のうち中堅企業向けのファンド総額三十億円が組成された。九月二日、県議会では、自民党議員会の足利銀行問題対策本部が、北海道拓殖銀行の受け皿となった北洋銀行の高向巖・頭取を講師に緊急経済講演会を開催した。九月三日、県議会では、足利銀行問題対策特別委員会が、藤原町と日光市を訪問し地元関係者らと意見を交換した。

九月十三日、県では、第二回「県産業再生委員会」が開催され、「県内産業・地域活性化部会」と「地域金融再生部会」の設置を決定し、また、足利銀行の池田頭取から企業再生の取組み状況の説明を受けた。九月十五日、県内では、県が策定した「県経済新生計画」の要望に基づき、中小企業金融公庫と国民生活金融公庫が、地域限定で融資条件を緩和した（無担保・第三者保証不要）特別貸付制度が開始された。

十月四日、県議会では、足利銀行問題対策特別委員会が開催され、栃木銀行・鳥山信用金庫・那須信用組合の関係者から県内の中小企業に対する金融の現状について意見を聴取した。十月八日、県内では、足利銀行が、預金保険法第百十五条に基づき、同行が債務超過に至った原因や経営上の問題点などについて「過去問題調査ワーキングチーム」が調査した報告書を金融庁に提出した。報告書では、融資先区分の甘さや公的資金注入後の経営健全化計画のずさんさを指摘している。

十月十二日、県では、第十四回金融危機対策本部会議が開催され、国が保有するあしぎんFGの優先株主としての権利を放棄し、他の善意の株主に配慮するよう要望することを決定し、福田昭夫知事が総理大臣・財務大臣・金融庁長官・日本銀行・預金保険機構・整理回収機構に対して要望した。十月二十日、県内では、出資被害者の会訴訟の第一回口頭弁論が開かれた。被告側のうち足利銀行は債務超過や違法勧誘を否認、他は認否を保留した。

十月二十五日、県では、「とちぎ地域企業再生ファンド」のうち中小企業向けのファンド総額五十億円が組成された。



十月二十六日、県議会では、自民党議員会の足利銀行問題緊急対策本部の渡辺本部長らが、村上産業再生相や五味金融庁長官らに地域再生の支援強化を求める要望書を提出した。十月二十九日、県は、中小企業等の年末・年度末の資金調達の円滑化及び企業再生への取り組みの促進などを金融機関などに要請した。

十一月八日、県では、県産業再生委員会の第一回「県内産業・地域活性化部会」が開催され、十一月十日には、第一回「地域金融再生部会」が開催された。十一月二十六日、産業再生機構が、産業再生委員会を開催し、足利銀行の取引先で経営不振の関東自動車（宇都宮市）への支援を決定した。支援にあたっては、とちぎインバستمントパートナーズが出資、足利銀行は債権放棄などで支援することとなった。

#### (九) 知事が交代、産業再生委員会に足利銀行の受け皿選定を諮問

十一月二十八日、県では、県知事選挙の結果、自由民主党と公明党が推薦する前宇都宮市長の福田富一氏が、民主党と社会民主党が支援する現職の福田昭夫氏を破り、当選した。福田富一氏は、足利銀行の受け皿選定を県産業再生委員会に諮問することを公約としていた。十二月一日、県内では、足利銀行が、二〇〇四年度九月期の中間決算を発表し、最終利益は五百十二億円、債務超過額を四百二十一億円圧縮するなど経営再建が順調に推移していることが判明した。十二月八日、産業再生機構が、産業再生委員会を開催し、足利銀行の取引先で経営不振のあさや（藤原町）、金精（日光市）、田中屋（塩原町）の支援を決定した。支援にあたっては、足利銀行が債権放棄するとともに、産業再生機構と民間投資家が出資し、複数の温泉旅館をまとめて支援する業務委託会社を設立することとなった。

十二月十七日、県では、福田富一知事が、県産業再生委員会に「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」について諮問

した。一方、県議会では、自民党議員会と公明党議員会が、県産業再生委員会の委員定数を五名増員する条例改正案を議事に提出した。十二月二十一日、県では、県産業再生委員会の第二回地域金融再生部会が開催され、足利銀行の受け皿について一体存続が望ましいことなどが確認された。県議会では、足利銀行問題対策特別委員会が開催され、福田富一知事が県産業再生委員会に足利銀行の受け皿のあり方を諮問したことを報告した。十二月二十七日、県議会では、県産業再生委員会の増員を内容とする条例案の改正を議決した。県では、第三回県産業再生委員会が開催され、福田富一知事が足利銀行の受け皿のあり方について諮問した経緯を説明した。

二〇〇五年一月五日、県は、足利銀行の望ましい受け皿のあり方と望ましい受け皿の実現に向けた県の関与について県民の意見を募集した<sup>①</sup>。一月十一日、県では、第十五回金融危機対策本部会議が開催されている。一月十八日、産業再生機構が、産業再生委員会を開催し、足利銀行の取引先で経営不振の鬼怒川温泉山水閣（藤原町）、鬼怒川グランドホテル（藤原町）の支援を決定した。支援にあたっては、足利銀行が債権放棄するとともに、産業再生機構と民間投資家が出資し、複数の温泉旅館をまとめて支援する業務委託会社「旅館マネジメントサポート」が支援することとなった。

(十) あしぎんFGの更生計画に同意、足利銀行の受け皿論は二案に集約

一月二十日、県は、国が保有するあしぎんFGの優先株主としての権利を放棄し、他の善意の株主に配慮するよう要望することを決定し、福田富一知事が総理大臣・財務大臣・金融庁長官・預金保険機構・整理回収機構などに対して要望した。

一月二十一日、県の産業再生委員会の第三回地域金融再生部会が開催され、足利銀行の受け皿のあり方について合併・

営業譲渡・株式譲渡などの移行パターン別に課題を整理した。一月二十五日、金融庁は、足利銀行の監査手続で審査や業務管理体制に不備があったとして、中央青山監査法人を公認会計士法に基づき戒告処分とした。これに対し、福田富一知事は、決算と監査をめぐる事実関係が明確にされず残念とのコメントを発表している。

二月一日、県では、県産業再生委員会の第二回県内産業・地域活性化部会が開催され、足利銀行の一時国有化で最も影響が大きい温泉観光地と建設業の再生を重点的に議論することとなった。二月二日、県内では、足利銀行が、旧経営陣の責任を追及する内部調査委員会からの報告書提出を受け、臨時取締役会で方向性を協議した結果、刑事告訴は当面見送る一方、民事上の損害賠償を請求する方針を確認した。二月三日、産業再生機構が、産業再生委員会を開催し、足利銀行の取引先で経営不振の金谷ホテル観光（東京都台東区）、釜屋旅館（日光市）、奥日光小西ホテル（日光市）の支援を決定し、あわせて今回の決定で企業再生支援を事実上打ち止めにする」と表明した。二月四日、県内では、足利銀行が、旧経営陣に対し損害賠償を請求する訴訟を宇都宮地裁に提起した。向江元頭取らによるゴルフ場経営会社「荒川観光開発」への不正融資（ゴルフ場不正融資訴訟）、柳田元頭取らによる建材商社「シモレン」への不正融資（シモレン不正融資訴訟）、飯塚元頭取らによる違法配当（旧経営陣違法配当訴訟）の三件が提訴された。

二月八日、県では、県産業再生委員会の第四回地域金融再生部会が開催され、足利銀行の受け皿についてファンド形式での株式譲渡と地域金融機関への一括営業譲渡の二方式を中間報告に併記することとした。二月二十三日、県では、第四回県産業再生委員会が開催され、地域金融再生部会から中間報告を受け、足利銀行の受け皿として、①国内の投資家などを中心とする多数の安定株主の出資を主とする株式譲渡（安定一般株主型）と②共通の営業基盤をもつ地域銀行との合併か営業譲渡（地域銀行合体型）の二案が提示された。三月三日、整理回収機構が、足利銀行の取引先で経営不

振の「岡部ホテルグループ」(那須塩原市・藤原町)の再生支援を決定した。三月四日、県では、「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」中間報告に関して経済団体と意見交換会を開催した。

三月十五日、県内では、一般株主に有利な配当方法を採用したあしぎんFGの更生計画案が判明し、県経済同友会訴訟の原告団は、国が更生計画案に賛同した場合、国への訴訟を取り下げることと一致した。三月十八日、県では、県産業再生委員会の第五回地域金融再生部会が開催され、足利銀行の受け皿について、①株式譲渡による足銀単独再生と②地域銀行との合体の二方式を併記した答申案をまとめた。<sup>③</sup>

三月二十二日、県では、第十六回金融危機対策本部会議が開催され、あしぎんFGの更生計画案への同意を決定し、福田富一知事は、定例記者会見で、議決権の半数以上をもつ国の同意に期待を寄せた。これを受けて、三月二十八日、会社更生手続中のあしぎんFG関係人集会が開催され、あしぎんFGの更生計画案が国の同意を得て可決され、東京地裁により認可された。<sup>④</sup>その後、あしぎんFGでは、三月三十一日、足利銀行が子会社の足銀総合管理と足銀不動産管理の二社を解散、四月十一日、あしぎんFGが子会社のやしお債権回収を売却、四月二十日、足利銀行があしぎんFGの子会社のあしぎんシステム開発を子会社化するなど、関連会社の整理が進められた。

#### (十二) 足利銀行の受け皿に関する要望書を国に提出

三月三十日、県では、第五回県産業再生委員会が開催され、「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」を知事に答申した。一方、四月十四日、県議会でも、足利銀行問題対策特別委員会が開催され、足銀の受け皿に関して国に提出する意見書の原案をとりまとめた。意見書の原案では、県産業再生委員会の答申で示された①地域の中核的金融機関としての

機能の維持、②受け皿選定過程への県の参画に加え、③受け皿への早期移行が盛り込まれている。四月十六日、自民党県連の定期大会が開催され、足銀の受け皿問題に関して県議会の意見書の原案とほぼ同じ内容の特別決議を採択した。

また、県議会自民党議員会の足利銀行問題緊急対策本部は、県選出の自民党国会議員と協議し、当面は渡辺議員を中心として党本部や金融当局に働きかけるなどの対応策を決定した。四月十八日、福田富一県知事と県選出の国会議員との懇談会が開催され、県知事の要請に対し県選出の国会議員が県緊急経済活性化県民会議の顧問への就任を内諾した。<sup>45</sup>

四月二十六日、県議会では、第二百八十回臨時議会が招集され、「足利銀行の受け皿に関する意見書」が採択され、同日、木村議長・石坂副議長らが小泉首相ほか、衆参両院議長、財務相・金融相あてに意見書を提出した。<sup>47</sup>

四月二十八日、県内では、県経済同友会訴訟の第二回口頭弁論が開かれ、原告側はあしぎんF G更生計画への特別抗告がなければ、国への訴えを取り下げること表明した。四月二十九日、あしぎんF Gの更生計画の認可決定が確定すると、五月二日、県経済同友会訴訟の原告側は、国への訴えを取り下げ、これにより被告は中央青山監査法人のみとなった。

五月九日、県内では、第三回県緊急経済活性化県民会議が開催され、足利銀行の受け皿に関する要望書を採択した。県民会議の要望書は、県議会の意見書と同様、受け皿への早期移行など三項目を内容としている。<sup>46</sup>五月十日、福田富一知事は、県議会や県民会議の代表者らとともに、細田官房長官と面談し、県民の総意として小泉首相等に対する要望書を提出、五月十三日には、同様に伊藤金融相、五味金融庁長官、谷垣財務相に対してもそれぞれ要望書を提出した。<sup>48</sup>五月十七日、県では、第十七回金融危機対策本部が開催され、足利銀行問題の主な成果について総括している。

図表 5 足銀国有化後の主な経過

年月日	自治体の動き	他の動き
二〇〇三年十一月二十九日	県金融危機対策本部を設置 各党、市長会・町村会が知事へ要望	国が足利銀行の一時期国有化を決定
十一月三十日	経済五団体が知事へ要望、県が関係機関へ協力を要請、特別金融相談窓口を設置	
十二月一日	県が首相等へ支援を要望	預金保険機構が株式を強制取得
十二月二日	県が監査法人に質問状を提出	足利銀行関係省庁等連絡会議を設置
十二月四日		衆議院財務金融委員会にて審議
十二月五日	県議会で制度融資補正予算案を可決	参議院財政金融委員会にて審議
十二月十日		県金融・経済安定連絡協議会を設置
十二月十二日	県議会で足利銀行問題対策特別委員会を設置	
十二月十六日		足利銀行に池田新頭取が就任
十二月十八日	県議会・足利銀行問題対策特別委員会を開催	
十二月二十五日		あしぎんFGが会社更生法適用を申請
二〇〇四年一月十四日		衆議院財務金融委員会にて参考人招致
一月十五日	緊急セーフティネット資金等の融資枠を拡大	参議院財政金融委員会にて参考人招致
一月二十六日		あしぎんFG株の上場を廃止
一月二十七日	県緊急経済活性化県民会議①を開催	
二月六日		足利銀行が経営計画を発表
二月十三日		足利銀行が内部調査委員会等を設置
三月一日	県と県民会議が首相等へ要望書を提出	

年月日	自治体の動き	他の動き
二〇〇四年三月二十五日	県経済同友会が県へ提言書を提出	
三月二十六日	自民党県議会在が県へ提言書を提出	
三月二十九日	県緊急経済活性化県民会議②を開催	
五月二十四日	県緊急経済活性化県民大会を開催	
五月二十八日	県議会在が産業再生委員会設置条例を可決	県経済同友会会員企業らが国と中央青山監査法人を提訴
六月四日		産業再生機構が初の取引先支援を決定
六月十一日		足利銀行が決算と新経営計画を発表
六月二十一日	県経済新生計画の認定を取得	
七月九日		とちぎインバーストメントパートナーズを設立
八月三日		足銀出資被害者の会会員が足銀と旧経営陣、中央青山監査法人を提訴
八月四日	県産業再生委員会を開催、県内産業・地域活性化と地域金融の再生を諮問	
十二月十七日	県産業再生委員会に足銀の受け皿を諮問	
二〇〇五年三月二十二日	県があしぎんFGの更生計画案に同意	あしぎんFGの更生計画案の認可決定
三月二十八日		
三月三十日	県産業再生委員会が足銀の受け皿を答申	
四月十九日	県民会議顧問に県選出国會議員が就任	
四月二十六日	県議会在が意見書を採択	
五月九日	県緊急経済活性化県民会議③を開催	
五月十日	県と県民会議が首相等へ要望書を提出	
五月十三日	県と県民会議が金融相等へ要望書を提出	

(出典) 栃木県金融危機対策本部会議資料ほか各種資料をもとに作成

### 三 金融危機の事後対応

栃木県では、足利銀行の一時国有化に対応するため、県庁内に知事を本部長とする「栃木県金融危機対策本部」を設置し、県議会も「足利銀行問題対策特別委員会」を設置した。さらに、県内関係団体で構成される「栃木県緊急経済活性化県民会議」が発足する一方、有識者で構成される「栃木県産業再生委員会」が設置された。そして、「栃木県経済新生計画」を策定するとともに、「緊急セーフティネット資金」の創設をはじめ、地域金融の円滑化、中小企業の再生、地域産業の活性化、地域雇用の確保にかかる各種施策を展開した。そこで以下では、関係者への取材をもとに、これらの事後対応の実績内容を整理する。<sup>50)</sup>

#### 1 栃木県金融危機対策本部

二〇〇三年十一月二十九日、足利銀行の一時国有化が決定されると、栃木県は、直ちに「栃木県金融危機対策本部」を設置した。同本部は、金融危機が県民生活や県内経済に及ぼす影響への対応、県公金の保全に適切かつ迅速に対策を講じることを目的とし、知事、副知事、出納長、各部長、東京事務所長、出納局長、企業局長、教育長、警察本部長によつて構成されている。事務局は、当初は出納局会計課であったが、翌二〇〇四年度からは商工労働観光部産業政策課となっている。二〇〇三年十一月二十九日の設置以降、二〇〇五年五月十七日の中間総括まで計十七回開催された。



## 2 栃木県議会足利銀行問題対策特別委員会

栃木県議会でも、二〇〇三年十二月十二日、県内経済の安定対策を調査・検討する「足利銀行問題対策特別委員会」が設置され、引き続き二〇〇四年度も設置された。同委員会は、渡辺渡委員長以下十三名の委員によって構成されている。

同委員会は、二〇〇三年度は、計四回開催された。第一回は栃木県から県の当面の対応策について、第二回は栃木県信用保証協会から緊急セーフティネット資金の申込状況等について、第三回は足利銀行の池田新頭取から業務運営の基本的な考え方について、第四回は栃木銀行・信用金庫協会・信用組合協会から足利銀行の一時国有化に伴う影響等について、それぞれ説明や報告を受け、委員会側からも要望を行った。

翌二〇〇四年度は、計十回開催された。栃木県からは県の対応状況について、栃木県信用保証協会からは県内の経済状況について、足利銀行頭取からは決算状況について、銀行協会等からは県内の中小企業金融の状況について、それぞれ説明や報告を受けたほか、石川県及び北海道へは銀行破綻の影響について県外調査、藤原町・日光市では観光及び地域経済状況について意見交換を行い、また、栃木県産業再生委員会条例についての審議を行った。

## 3 栃木県緊急経済活性化県民会議

県民が一丸となつて取り組むため、二〇〇四年一月二十七日、栃木県・県議会はもとより県内の関係団体等で構成される「栃木県緊急経済活性化県民会議」が創設された。同県民会議は、県内の経済団体、産業団体、消費者団体、労働団体、金融団体、政府系金融機関、関係行政機関、県議会、同足利銀行問題対策特別委員会の各代表者ならびに県知事・

副知事の計二十四名によって構成されている。<sup>5)</sup>

発足後、三月一日には内閣総理大臣や日本銀行総裁など国に対し要望書を提出した。その後も、各団体での取組みについて意見を交換したり、県選出の国会議員に対し顧問への就任を要請した。五月二十四日には県民大会を開催し、「県民一丸となって“とちぎ”に活力を」をスローガンに、地元購買・地元間発注運動の展開、企業再生支援の充実・強化、地域密着の銀行、善意の優先株主への配慮などを大会決議として採択した。

#### 4 栃木県産業再生委員会

二〇〇四年五月二十八日、栃木県議会において、議員提案による「栃木県産業再生委員会条例」が可決された。同委員会は、県内産業・地域の活性化と地域金融の再生を目的とした県の附属機関である。委員長には藤本信義(宇都宮大学工学部教授)が選任され、「地域金融再生部会」(部長・須賀英之・那須大学長)と「県内産業・地域活性化部会」(部長・亀田清・県経済同友会副代表幹事)が設置された。同委員会は、県内経済団体、県内金融団体、政府系機関、政府系金融機関、関係行政機関の役職員、ならびに学識経験者の計三十名(のちに三十三名に増員)の委員によって構成されている。<sup>6)</sup>

同委員会は、二〇〇四年度は、計五回開催された。同年度、地域金融再生部会は五回、県内産業・地域活性化部会は二回開催されている。二〇〇五年三月三十日には「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」について答申を行った。

## 5 地域再生計画(産業政策課、地域振興課)

足利銀行の一時国有化に伴い、県内経済の長期的な停滞が懸念された。栃木県は、県内経済の活性化に向け、各種施策を県内全域で集中的を実施するため、「栃木県経済新生計画」を策定し、二〇〇四年六月、地域再生計画として認定された。

この栃木県経済新生計画は、二〇〇四年度から二〇〇六年度までの三年間を計画期間とし、①地域金融の円滑化、②中小企業の再生、③地域産業の活性化、④地域雇用の確保の四つを取組目標としている。

金融面の支援措置には、金融環境変化対応資金の融資条件緩和に向けた取組み、政府系金融機関の特別貸付の貸付対象等の拡充、国民生活金融公庫の企業再生に係る特別貸付制度の創設、「新創業融資制度」の貸付限度額拡充などがある。企業面の支援措置では、産業再生機構・中小企業再生支援協議会・整理回収機構等の連携、中小企業再生支援協議会等による企業再生推進のための環境整備、地域中小企業再生ファンドの組成促進などがあげられている。産業面の支援措置は、香港SAR旅券・英国BNO旅券(香港居住権者)に対する査証免除、観光関係の施策連携(共通プラットフォーム)、「地域再生支援チーム」の設置、「二地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実、構想策定段階からの総合的な情報提供の実施、建設業再生アドバイザーの派遣などである。雇用面での支援措置として、緊急地域雇用創出特別基金事業の中小企業特別委託事業の委託対象者要件の見直し、若年者向け就業支援センターへの支援と国の職業紹介事業との十分な連携、若年者職業能力開発支援事業の実施主体に都道府県を追加などが盛り込まれている。これらの支援措置のうち、特に地域金融の円滑化などに関しては、栃木県の提案を受けて施策化されたものも少なくない。

## 6 地域金融の円滑化(経営支援課)

足利銀行の一時国有化に伴い、県内企業の資金繰りの悪化や企業間の信用収縮が懸念された。栃木県では、円滑な地域金融のため、政府・日本銀行、県内の金融機関等に対し円滑な資金供給を要請するとともに、県制度融資として「緊急セーフティネット資金」を創設した。また、再生可能な中小企業の再生、経営改善を支援するため、「中小企業再生支援制度」を拡充した。

二〇〇三年十二月、まず、県内企業の資金繰りに対する不安を払拭するため、直ちに経営支援課(商工労働観光部)、市町村、商工団体、金融機関等に「特別金融相談窓口」を設置した。また、県内企業の緊急的な資金ニーズに対応するため、直ちに県の制度融資として「緊急セーフティネット資金」を創設した。同制度は、足利銀行の一時国有化に伴い、資金の調達、取引条件の変更等の影響を受け、経営の安定に支障を来しているとき、限度額は五千万円、原則無担保で、融資期間は七年、金利は二・〇%以内である。<sup>54)</sup>さらに、既に借り入れている経営安定資金の返済負担を軽減するため、経営安定資金の借換条件を緩和した。<sup>55)</sup>二〇〇四年七月、再生可能な小規模企業の経営改善を支援するため、「小規模企業パワーアップ資金」を創設した。<sup>56)</sup>また、小規模企業パワーアップ資金に関連して、県経営支援課、各商工会議所・商工会等に「経営改善特別相談窓口」を設置し、経営改善計画等の作成を支援する体制を整備した。<sup>57)</sup>さらに、二〇〇四年十月には、中小企業再生支援協議会等が再生支援に取り組めるよう、「中小企業再生支援資金」の融資条件を拡充した。また、企業への円滑な資金供給や企業の再生に積極的に取り組むよう、各金融機関に対し県制度融資の活用を要請した。その他、民間の金融機関でも、十一金融機関(二地方銀行、七信用金庫、二信用組合)が、「栃木県信用保証協会」と提携し、「セーフティネット保証」を活用した新たな融資制度を創設した。<sup>57)</sup>また、中小企業金融公庫、商工組合中央

金庫、国民生活金融公庫では、「セーフティネット貸付」である「緊急環境変化対応資金」を適用した。栃木県信用保証協会では、独自に「リテールアップ保証」など新たな保証制度を創設した。

### 7 中小企業の再生支援（経営支援課）

足利銀行の一時国有化に伴い、県内中小企業の経営環境の悪化が懸念された。中小企業の再生を支援するため、産業再生機構や整理回収機構による支援のほか、とちぎ地域企業再生ファンドや栃木県中小企業再生支援協議会が新たに組成・設置された。

「産業再生機構（IRCI）」は、収益力のある事業基盤をもちながら過剰な債務を負い本来の力を発揮できない企業に対し、債権を主力行以外から買取り、主力行と連携して事業の再生を支援する。<sup>⑤⑥</sup>「整理回収機構（RCC）」は、破綻金融機関等からの不良債権の買取、回収を主な業務とするが、金融再生法の改正により新たに企業の再生も業務とする。<sup>⑤⑥</sup>「とちぎ地域企業再生ファンド」は、中小企業・中堅企業等の債権・株式等を取得し継続的に経営を支援する地域密着型ファンドである。二〇〇四年七月に設立、株式会社とちぎインベストメントパートナーズが運営し、足利銀行や栃木銀行など県内の金融機関と、日本政策投資銀行、大和証券S M B C プリンシパル・インベストメンツ等が出資し、中堅企業向け三十億円、中小企業向け五十億円のファンドを組成している。<sup>⑤⑥</sup>「中小企業再生支援協議会」は、産業再生法の認定機関として国が各県に設置し、栃木県では二〇〇三年三月に宇都宮商工会議所に設置された。窓口での助言から必要に応じて専門家（中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士）が経営改善計画の策定を支援する。窓口相談員は四名から十名に、支援専門家は十三名から三十六名に増員された。<sup>⑤⑥</sup>

## 8 観光地対策 (観光交流課)

足利銀行の一時国有化によって、温泉地など県内観光地への風評被害が懸念された。栃木県では、観光地を振興するため、各種誘客宣伝事業や地域再生計画を策定している。

県・市町村・観光協会等で構成する『やすらぎの栃木路』共同宣伝協議会』を設置し、観光誘客キャンペーンを実施したり、交通事業者・旅行代理店等で構成する『とちぎ観光交流戦略会議』を設置し観光資源を発掘したりするなど、各種誘客宣伝事業を実施し、外国人観光客の誘致などにも取り組んだ。また、二〇〇四年六月、庁内に市町村課・地域振興課・観光交流課・都市計画課で構成される「地域再生プロジェクトチーム」を設置し、藤原町の「鬼怒川・川治温泉『自分らしくなれる町』構想実現に向けての再生計画」、那須町の「那須高原地域再生計画」、塩原町の「感じる温泉街」再生計画」の策定を支援した。

## 9 雇用対策 (労政課)

足利銀行の一時国有化によって直ちに雇用への影響が生じるわけではないが、不良債権処理が本格化する中で県内企業の人員整理などが懸念された。栃木県では、「特別雇用相談窓口」で雇用不安を払拭しつつ、「雇用調整等連絡会議」を通じて雇用調整等を的確に把握するとともに、「とちぎ就職支援センター」を通じて離職者に対し早期再就職を支援した。

足利銀行の一時国有化に伴う雇用不安に対応するため、二〇〇三年十二月、労政課 (商工労働観光部) および各労政事務所 (宇都宮、小山、大田原、足利の四労政事務所) に「特別雇用相談窓口」を設置した。また、関係機関の連携を

強化するため、労政事務所単位で「雇用調整等連絡会議」を開催し、雇用調整等の情報を収集するとともに、国や県の支援施策を周知している。さらに、支援窓口を一元化するため、二〇〇四年四月、従来の学生職業情報センターと再就職支援センターを統合再編した「とちぎ就職支援センター」を新設し、職業相談、能力開発、求人情報の提供など、就職活動等を総合的に支援している。

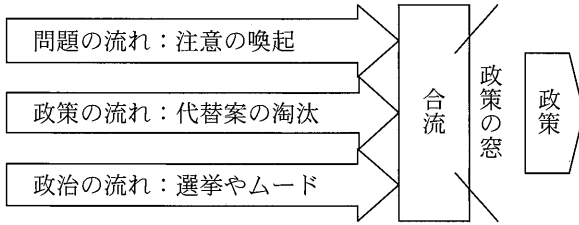
#### 10 考察——事後対応の体制・目的・手段

これらの事後対応をまとめると、地域金融機関が経営破綻した場合の自治体の対応として、まず、危機管理の体制としては、緊急経済活性化県民会議を通じて県、県議会、県選出国会議員、県内関係団体を巻き込んだ全県体制を築いている。また、危機管理の目的は、緊急セーフティネット資金の創設や経済新生計画の策定にみられるように、公金の保全よりも地域金融の円滑化や企業再生の本格化に主眼が置かれている。さらに、危機管理の手段についても、観光地振興や雇用対策を含め幅広い施策を講じており、制度の創設を要望するなど国の金融行政や経済政策に対しても積極的な働きかけを行っている。

その中で最も特筆すべきは、足利銀行の受け皿に関して国に対し県民が丸となった要望活動が実現したことである。なぜ県産業再生委員会に足利銀行の受け皿選定について諮問がなされたのか。また、それに対し、なぜ受け皿銀行は県営ではなく民間主導の経営とすべきとの答申がなされたのか。そして、国への要望のとりまとめに最も影響力があったのは誰だったのか。

キングダムの「政策の窓モデル」によると、政策プロセスには、問題・政策・政治という相互に関連しながらも独立

図表6 政策の窓モデル



(出典) 筆者作成

した三つの流れがある。第一の問題の流れでは、統計・調査・事件などが政策決定者の注意をひきつける一方、一定の対処や対処の失敗で注意が失せたりする。第二の政策の流れでは、政策代替案が各人から提案され、衝突や結合を繰り返す。政策代替案が浮遊する「原子スープ」の中で、技術的に実現が可能で、関係者の価値意識とも合致し、予算や世論の承認で制約されない提案が生き残り、次第に賛同者を増やし意思決定への動きを速める。第三の政治の流れでは、

選挙の結果、国民のムード、利益集団の行動、重要人物の交代などで政治が動く。そして、これら三つの流れが合流すること、すなわち、問題が認識され、解決案も準備され、政治的にも好機である状況である「政策の窓」が開くという。政策の窓が開く機会は少なく期間も短い。アジェンダの設定は問題の流れと政治の流れに、政策代替案は政策の流れにそれぞれ影響される。政策の窓は、問題の流れで開かれることもあるが、政治の流れで開かれることが多い(図表6)。

これを事後対応の政策プロセスにあてはめてみよう。まず、問題の面では、栃木県にとって足利銀行の経営危機は常に懸案ではあったが、それまでは増資の引受けや制度融資の拡充など一時しのぎの措置を講じることで注意がそがれてきた。しかし、今回は予想された公的資金注入ではなく一時国有化という前例のない事態であったため、従来どおりの対応では済まされなかった。次に、政策の面では、こうした事態に対して、自民党の渡辺衆議院議員が県民銀行と県産業再生委員会の創設を発案した。これを受けて、県議会の自民党議員も県が出資する県民銀行の創設を提案したが、財源の捻出やリス



クの高さから、福田昭夫知事は慎重な姿勢を示し、県議会でも他の会派とも足並みがそろわないばかりか党内でも温度差がみられ、結局、県民銀行構想は消滅してしまふ。それでもさらに、自民党議員会は債権の切り分けに勧告を行う県産業再生委員会の創設を提言する。知事は設置に反対するが、勧告は難しいという点で両者の認識が一致したことで、勧告ではなく提言を行う第三者機関として設置される。もつとも、福田昭夫知事が諮問したのは、地域の活性化と地域金融の再生であり、足利銀行の受け皿の検討にはなお消極的であつた。そして、政治の面では、こうした福田昭夫知事の消極的な姿勢に、自民党議員会のみならず、自民党系の市長や国会議員からも批判が高まり、県選出の国会議員が緊急経済活性化県民会議の顧問就任に応じないなど対立を深めていった。ところが、知事選の結果、議会と対峙する福田昭夫知事から、議会が支持する福田富一知事に交代したことで、事態は一変する。福田富一知事は、公約どおり県産業再生委員会に受け皿の選定を諮問し、県産業再生委員会は受け皿方式のほか、地域の中核的金融機関としての機能の維持、受け皿選定過程への県の参画、受け皿への早期移行などを知事に答申する。県議会でも県産業再生委員会の答申にそつた意見書を採用した。緊急経済活性化県民会議でも県議会の意見書と同様の要望書を採用し、さらに国会議員も県民会議の顧問就任に応じた。

こうして、足利銀行の一時国有化で受け皿問題が浮上し、県民銀行構想が消滅する中で民間主導の経営方式に選択肢が絞り込まれ、議会と協調的な知事に交代したことで、「政策の窓」が開き、県民一丸となつた国への要望活動が実現したとみることができるといふ。

## むすびにかえて

本稿では、足利銀行の一時国有化をめぐる栃木県の対応を事例として、地域金融機関が破綻したときに自治体はどのように対応するのかを明らかにした。本稿を基礎に今後の検討課題として次の三点を指摘して本稿のむすびに代えたい。

## 1 危機管理のあり方

第一は、自治体は地域金融の危機にいかに対応すべきかを、「危機管理論」の観点から検討することである。近年、自治体においても危機管理に対する関心が急速に高まっている。阪神淡路大震災や東海村核関連事故を契機に、地震や豪雨などの自然災害や原発事故や火災などの事故災害への対処のあり方が問われるようになった。また、国際テロリズムなどの武力攻撃等、SARSや鳥インフルエンザなどの感染症といった新たな脅威への対応も求められている。こうした中、自治体では、災害対策基本法に基づく地域防災計画をはじめとして、国民保護法に基づく国民保護計画、感染症予防法の基本指針に基づく感染症予防計画などを作成している。しかし、自治体の危機管理といえば、今なお防災が中心であり、地域金融機関の破綻などの金融危機への対応は念頭に置かれていない。そもそも、危機管理論においてもこうした金融危機に関する研究があまり取り上げられない。金融危機における対策本部の設置や専門職の育成、情報の収集や広報のあり方を考察する必要がある。そのためには、同様に経営破綻した石川銀行や北海道拓殖銀行などの他の金融機関の事例のほか、自然災害や事故災害など他の危機管理の事例とも比較分析しつつ考察する必要があるだろう。

## 2 地域金融のあり方

第二は、地域経済の再生に向け自治体と地域金融機関はいかに連携すべきか、頑健な地域金融システムをいかに構築すべきかを、「地域金融論」の観点から検討することである。本事例で明らかとなったのは、自治体は地域金融の危機的状況に対し有効な対応手段を持ち合わせておらず、地域金融に依存する地域経済の基盤は極めて脆弱だということである。近年、地域金融機関では、「リレーシヨンプバンキング（地域密着型金融）」という新しい概念に基づき、地域の中小企業等との共存的な関係を模索する動きが広がっている。ところが、これまで地域金融論においては、自治体との関係が必ずしも十分に論じられてきていない<sup>①7</sup>。地域金融システムのあり方については、地方銀行や地元企業の間だけでなく、自治体などを含む幅広い関係のもとで、各主体の役割や相互の連携などを明らかにしていかなければならない。そのためには、都道府県等の制度融資、国民生活金融公庫等の公的融資、信用金庫等の民間融資など地域金融の実態を把握すること、また、米国の地域再投資法など諸外国の地域金融システムと比較すること、さらには、東京都での新銀行東京の設立や各地での地域再生ファンドの組成など地域金融の新潮流を検証することなどが必要となるであろう。

## 3 自治体法務のあり方

第三は、自治体には政策形成にいかなる法務能力が必要とされるのかを、「自治体法務論」の観点から検討することである。近年、地方分権に伴い、自治体の自己決定・自己責任が問われる中で、自治体の政策形成能力、とりわけ法務能力が課題となり、「自治体法務」が唱えられている<sup>①8</sup>。本事例でも、市民団体が監査委員に対し首長の出資責任にかかるとの監査を請求したほか、県内企業は国と監査法人に、出資被害者は銀行・旧経営陣・監査法人に、銀行は旧経営陣にそ

それぞれ損害賠償を請求しており、当事者関係は錯綜している。また、請求や提訴の理由も憲法上の財産権・平等権侵害から、地方財政法上の財産管理懈怠、預金保険法上の破綻責任追及、商法上の違法配当にいたるまでさまざまであり、法律全般に及んでいる。しかし、今日の自治体法務をみると、分権改革による条例制定権の拡大を背景に、自治基本条例の制定など自治立法に注目が集まる一方、訴訟法務などへの関心はさほど高くはない。また、対象となる法令も、基本的に地方自治法や地方公務員法、地方財政法、行政手続法、情報公開法、国家賠償法といった公法関係で、個別分野にしても廃棄物処理法や都市計画法、生活保護法など環境・開発・福祉などに関連する法令が多い。今後の自治体法務では、憲法や行政法にとどまらず民法、商法、刑法、訴訟法、さらには倒産法や経済法、社会法の諸法についても高度で専門的な知識が要求され、研究の蓄積が必要となるであろう。

もとより、これらの課題をすべて考察することは法学の筆者にはとうてい担いきれるものではない。しかし、第一の危機管理の問題は、米ソのキューバ危機を分析したアリソンの名著『決定の本質』に代表されるように、政策決定論においては古典的なテーマの一つでもある<sup>①</sup>。また、第二の地域金融の問題は、地域政策における金融面の欠落と金融制度における地域面の欠落、双方の間隙に生じた問題であり<sup>②</sup>、地域政策論と政策金融論のいずれにおいても重要なテーマである。第三の自治体法務の問題は、政策法務としても論じられており、諸科学で構成される政策科学にあつて、政治学や経済学などに比べ法学からの貢献度が低い現状にかんがみると、政策法学に期待されているテーマである。その意味では、本稿で取り上げた事例は、政策学としても数多くの論点を含んだ格好の素材といえることができる。

## 付記

本稿は、二〇〇四年度白鷗大学法政策研究所特別研究助成による研究成果である。当初は足利銀行の受け皿が選定され一連の破綻処理に終止符が打たれた段階で研究成果をまとめたいと考えていたため、研究助成の成果を発表することが大幅に遅れたことを心よりお詫び申し上げる。本稿では研究助成期間である二〇〇四年度の政策過程を中心に整理し、その後の政策過程については別稿に譲ることにする。また、本研究にあたっては、栃木県産業再生委員会の関係者ならびに栃木県商工労働観光部（現・産業労働観光部）、産業政策課・経営支援課、出納局（現・会計局）会計課の担当者の方に取材にご協力をいただいた。また、明治大学政治経済学部の市川宏雄教授には自治体危機管理の観点から、みずほ情報総研社会経済研究部の青山兼久部長には地域金融の観点からご助言をいただいた。関係者の皆様方には心より御礼を申し上げたい。

- (1) 金融危機への対応に関しては、預金保険機構『預金保険制度の解説』を参照のこと。
- (2) 足利銀行の一時国有化に関しては、例えば「特集・激動する地域金融と自治体」『地方財務』二〇〇四年二月号、「足利銀行破綻で一気に進む地銀再整理」『金融ビジネス』二〇〇四年一月、「特集・足利銀破綻処理の論点」『金融財政事情』二〇〇四年一月五日号、「特集・足利銀破綻処理」『金融財政事情』二〇〇三年十二月八日号などの特集がある。
- (3) 「地方財務」編集局「栃木県はいかに足利銀行の一時国有化に対応したか」『地方財務』二〇〇四年二月号、二十二―三十四頁。
- (4) 渡辺孝「『足利銀行一時国有化』の意味するもの」前掲号・二―十一頁。
- (5) 伊藤精哉「足利銀行国有化の流れと今後の公的資金投入制度の方向」前掲号・十二―二十一頁。
- (6) 稲生信男「地域金融機能の活性化」前掲号・三十五―五十三頁。
- (7) 大森誠司「足利銀行の破綻と地域金融政策（上・中・下）」『地方財務』二〇〇五年二月号、二百五十三―二百七十六頁、同・二〇〇五年三月号、三百二十一―三百三十一頁、同・二〇〇五年六月号、三百八十三―三百九十九頁。

- (8) 危機は、危機の前兆段階、急性的危機段階、慢性的危機段階、危機解決段階の四つの段階に区分される。大泉光一『危機管理学総論』(ミネルヴァ書房、二〇〇六年)、十一―十三頁。
- (9) 危機管理 (crisis management) とは、事前対策であるクライシス・コントロール (crisis control) と、事後対応であるクラッシュ・マネジメント (crash management) を両輪とする。前者は危機の発生を回避し防止する事前対策活動であり、予知・予防の危機管理ともよばれる。これに対して、後者は初期対応や復旧活動を通じて被害の拡大を防止する事後対応活動であり、対処の危機管理ともよばれる。前掲・大泉 二〇〇六、二五―二八頁。
- (10) 本節の内容は、栃木県会計局会計課への取材結果に基づいている。
- (11) 足利銀行の経営破綻を受けて、栃木県が金融危機対策本部を設置した際、『金融危機マニュアル』に基づき」と報道されているが、正確には「金融危機マニュアル」ではなく「公金リスク管理マニュアル」である。下野新聞二〇〇三年十一月三十日付参照。
- (12) 政策対応のレベルに関しては、西尾勝『行政学(新版)』(有斐閣、二〇〇一年)二百六十二―二百六十四頁。また、クリストファー・フツド(森田朗訳)『行政活動の理論』(岩波書店、二〇〇〇年)百六十九―百八十一頁も参照のこと。
- (13) 総務省自治行政局「地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応方策研究会」とりまとめ(二〇〇一年三月) <http://www.soumu.go.jp/singi/029jinhm> を参照のこと。
- (14) 本節後段の時系列分析の内容は、栃木県金融危機対策本部会議資料の表をもとに、下野新聞の記事で補足して整理したものである。
- (15) 「足利銀行の特別危機管理開始決定に伴う対応に関する関係省庁等連絡会議の設置について」(平成十五年十二月二日関係省庁等申合せ)。また、この連絡会議の下に設置される幹事会は、内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付)を議長、金融庁監督局総務課金融危機対応室長を副議長とし、内閣官房地域再生推進室参事官、内閣府政策統括官付参事官(産業・雇用担当)、内閣府産業再生機構担当室参事官、総務省大臣官房企画課長、財務省大臣官房政策金融課長、厚生労働省職業安定局総務課長、農林水産省経営局金融調整課長、経済産業省中小企業庁事業環境部金融課長、国土交通省総合政策局政策課長によって構成され、日本銀行考査局総務課長と栃木県商工労働観光部長がオブザーバーとして参加している。
- (16) 「金融災害、危機意識なく一県が出資、受け皿銀行を」『どう見る足銀国有化一年―識者・関係者インタビュー』下野新聞二〇〇四年十二月十七日付参照。
- (17) 三百億円という融資規模は、二〇〇一年に一信金五信組が破綻した際、同様の制度融資の利用が百億円だったことから、足銀の県内中小企業のシェアなどを勘案し設定された。

- (18) 「県内中小企業者等に対する金融の円滑化への協力要請について」(平成十五年十一月三十日経支第四百四十七号)。前掲・地方財務(二〇〇四)三十頁の資料三を参照のこと。
- (19) 市民オンブズパーソン栃木は、二〇〇一年十二月十三日に足利銀行の普通株式の取得の差止めなどを請求しているが、栃木県監査委員は、二〇〇二年二月二十六日、請求を棄却していた(栃木県職員措置請求監査結果・栃木県監査委員告示第二号)。
- (20) 「株式会社足利銀行の破綻に伴う地域経済支援に関する要望書」(平成十五年十二月一日)。前掲・地方財務(二〇〇四)三十一頁の資料四を参照のこと。
- (21) 「株式会社足利銀行の破綻について」(平成十五年十二月二日出会第百二十二号)。同・三十一頁の資料五を参照のこと。
- (22) 「株式会社足利銀行の役員を選任及び譲渡先金融機関の選定について」(平成十五年十二月三日出会第百二十六号)。同・三十三頁の資料七を参照のこと。
- (23) 「株式会社足利銀行の役員を選任及び今後の同行に対する監理・支援等について」(平成十五年十二月十日経支第四百五十六号)。同・三十四頁の資料八を参照のこと。
- (24) 足利銀行問題対策特別委員会は、渡辺渡を委員長、阿久津憲二を副委員長とし、自民党議員会(九名)、県民ネット二(二名)、公明党議員会、無所属(各一名)の県議会議員計十三名で構成される。
- (25) 三役報酬の減額については、条例の改正案を議会に提出する方針であったが、自民党議員会が提出に反対したため、閉会後に専決処分として実施することになった。
- (26) 出資の責任問題については、県内各市でも対応が分かれた。栃木市長は出資責任を認め、三役報酬を減額したのに対し、大田原市長は政策的経費と議会で答弁し、出資責任を認めていない。市議会も出資を承認した経緯から市長の責任追及を徹底できないとの指摘もある(下野新聞二〇〇三年十二月二十二日付)。
- (27) 「株式会社足利銀行の破綻について」(平成十五年十二月二十二日出会第百三十一号)。前掲・地方財務(二〇〇四)三十二頁の資料六を参照のこと。
- (28) あしぎんFG普通株の売却については、県内各市でも対応が分かれた。あしぎんFGの会社更生法適用に伴い、普通株は上場廃止により株式市場で売買できなくなるが、相対取引でなら売買できる。足利市などはわずかでも損失を抑えようと既に売却したのに対し、宇都宮市などは先行きを見極めるため当面は売却しないとした(下野新聞二〇〇四年一月八日付)。こうした中、日光市では市長決裁でいったん売却した株を市議会議員全員が買い戻す事態もあった(下野新聞二〇〇四年一月十日、同十六日付)。
- (29) 監査請求の理由についてオンブズ栃木は、知事は足利銀行の経営諮問委員会に副知事を派遣しながら、積極的に経営情報の開示を求めず、

適切な管理を怠り県に損害を与えた(地方財政法第八条違反)と主張する。なお、同団体は、後日、宇都宮市監査委員に対しても同様の監査を請求している。

(30) 足利銀行出資被害者の会は、「石川銀行出資被害者の会」(会長・吉住幸則)から助言を受けて組織された。

(31) 日本公認会計士協会の調査によると、地域銀行の六割は監査と検査の資産査定率の乖離率が二十%未満で、足利銀行の二〇〇三年三月期決算の監査と検査の乖離率は二十七%であったが、奥山章雄会長は異常な乖離ではないとしている。

(32) 社団法人栃木県経済同友会「足利銀行経営破たん、一時国有化に伴う緊急提言書」(二〇〇四年三月)。

(33) 栃木県議会自由民主党議員会・足利銀行問題緊急対策本部「足利銀行問題に関する自民党議員会の県への提言」(二〇〇四年三月二十七日)。

(34) 請求棄却の理由について監査委員は、県が株式を取得したのは地域経済の安定のため資産運用が目的ではなく、また、県が株式を売却しなかったのは株主の地位を保持するため相応の意義があると判断している(栃木県職員措置請求監査結果・栃木県監査委員告示第九号)。なお、宇都宮市監査委員も同様に請求を棄却している。経営危機の一般企業に対する自治体の出資と地方財政法八条との関係については、碓井光明「公的資金助成法精義」(信山社、二〇〇七年)三百十八―三百十九頁を参照のこと。

(35) 県経済同友会訴訟では、第一回口頭弁論までに、五次にわたって提訴し、原告は九十三企業・個人、請求額は三十三億五千五百万円となった。

(36) 原告の請求理由については、個別法令違反ではなく憲法違反を根拠としており、根拠の脆弱性が指摘されていた。原告代理人の佐藤弁護士は、訴訟の目的に優先株主の損失回復だけでなく破たんの真相究明をあげている(下野新聞二〇〇四年五月二十九日付)。

(37) 地域再生支援プロジェクトチームは、企画部地域振興課、総務部市町村課、商工労働観光部観光交流課、土木部都市計画課の職員で構成され、地域振興課が事務局となっている。

(38) 出資被害者の会訴訟では、二〇〇五年三月までに、四次にわたって提訴し、原告団は八十九法人・個人、請求総額は約八億七千三百万円となった。

(39) 原告の請求理由については、証券取引法や民法上の「虚偽記載、独占禁止法上の「違法勧誘」を根拠としている。根拠法令、提訴相手や提訴理由が県経済同友会訴訟と異なるのは、県経済同友会訴訟の原告は「破たん認定は不当」との認識に立つのに対し、出資被害者の会訴訟の原告は「破たん認定は当然」との認識に立つためである。原告代理人の伊藤弁護士は、国の破たん認定自体は当然と述べている(下野新聞二〇〇四年八月四日付)。

(40) 株式会社足利銀行『業務および財産の状況等に関する報告』(二〇〇四年十月八日)。



- (41) 集計結果によると、望ましい受け皿としては「県内金融機関」が九割近くを占め、栃木銀行と足利銀行の単独存続とに意見が二分されている。実現に向けては「県が関与すべき」との意見が六割を超えている。
- (42) 優先株の取り扱いについては、あしぎんFGを清算した上で、残余財産を優先株の持ち分に応じて、国七対一般株主三の比率で配当するとみられたが、更生計画案では、あしぎんFGを存続させた上で、子会社の売却益を定款上の配当金額に応じ、国〇・九対一般株主三の比率で配当するとしている。(下野新聞二〇〇五年三月四日付)。
- (43) 栃木県産業再生委員会地域金融再生部会『足利銀行の望ましい受け皿のあり方』に関する地域金融再生部会報告書(二〇〇五年三月十八日)。
- (44) 同意理由について国は、法令・約款に則っており、公的資金の適切な管理や国民負担の最小化、経済合理性にかなうと判断したと説明し、裁判への配慮は否定している。
- (45) 福田昭夫前知事も就任を依頼していたが、前知事の足銀対応に批判的な自民党の国会議員が就任を留保していた。
- (46) 議会側の請求で臨時議会が招集されたのは戦後二度目とのことである。(下野新聞二〇〇五年四月十六日付)。
- (47) 対応した五味金融庁長官は、意見書にある受け皿への早期移行に関連して、足銀の経営三か年計画にはこだわらないと述べている。(下野新聞二〇〇五年四月二十七日付)。
- (48) 移行時期については、経済界の一部が早期移行に難色を示したため、県産業再生委員会の答申では明言を避けたが、県民会議の要望書では「県内経済の安定と中小企業の再生に十分配慮しつつ」との文言を付け加えることで盛り込まれた。(下野新聞二〇〇五年五月一日付および同月十日付)。
- (49) 対応した伊藤金融相は、要望書にある選定過程への県の参画について、関係者からの意見聴取は必要であると述べている。(下野新聞二〇〇五年五月十四日付)。
- (50) 本節の内容は、栃木県商工労働観光部産業政策課および経営支援課への取材結果に基づいている。各施策の実績は基本的に取材当時(二〇〇四年十二月)のものである。
- (51) 栃木県緊急経済活性化県民会議の構成は、県商工会議所連合会・県商工会連合会・県中小企業団体中央会・県経済同友会・県経営者協会、県市町村消費者団体連絡協議会、県観光協会・県農業協同組合中央会・県木材業協同組合連合会・県建設業協会、商工組合中央金庫・国民生活金融公庫・中小企業金融公庫の各宇都宮支店、県信用保証協会・県銀行協会・県信用金庫協会・県信用組合協会、日本労働組合総連合会県連合会、県市長会・県町村会、県議会・同足利銀行問題対策特別委員会の各代表者ならびに県知事・副知事である。
- (52) 栃木県産業再生委員会の委員は、県経済同友会・県中小企業団体中央会・県商工会議所連合会・県商工会連合会・県観光協会・県建設産

- 業団体連合会・県信用保証協会・県銀行協会・県信用金庫協会・県信用組合協会・整理回収機構・県中小企業再生支援協議会・日本政策投資銀行・商工組合中央金庫・中小企業金融公庫・国民生活金融公庫・県市長会・県町村会の各役職員、県議会議員・弁護士・公認会計士・税理士・大学教授・シンクタンク研究員・経営コンサルタントである。委員名簿や議事録要旨は、栃木県HPを参照のこと。  
<http://www.pref.tochigi.jp/work/shoukouyou/sesaku/117767043359.html>
- (53) 緊急セーフティネット資金の融資実績は、保証承諾ベースで二〇〇三年度は千九百四十八件・三百九十三億九千八百八十万円、二〇〇四年度は四百九十四件・六十五億二千六十七万円(二〇〇四年十一月末時点)である。
- (54) 経営安定特別借換資金の融資実績は、保証承諾ベースで足利銀行の一時国有化以降百六十三件・十七億九千六百四十一万円(二〇〇四年十一月末時点)である。
- (55) 小規模企業パワーアップ資金の融資実績は、保証承諾ベースで二〇〇四年度は十四件・一億八千三百二十九万円(二〇〇四年十一月末時点)である。
- (56) 経営改善特別相談窓口の相談実績は、二百四十件(二〇〇四年十月末時点)である。
- (57) セーフティネット保証の融資実績は、保証承諾ベースで九百三十四件・百七十三億六千七百十万円(二〇〇四年十一月末時点)である。
- (58) 緊急環境変化対応資金の融資実績は、保証承諾ベースで中小企業金融公庫が百四件・七十億七千八百万円、商工組合中央金庫が二百五十五件・百四十九億六千六百万円、国民生活金融公庫が四百五十二件・五十八億六千万円、計八百一十一件・二百七十八億五千十万円(いずれも二〇〇四年十月末時点)である。
- (59) 産業再生機構の支援実績は、全国で二十六件のうち栃木県は三件(ホテル四季彩、栃木レザ、関東自動車)(二〇〇四年十一月末時点)である。
- (60) 整理回収機構の支援実績としては、足利銀行から不良債権の買取を二〇〇四年度に二次にわたり実施したほか、村上グループ等の企業再生を支援している。
- (61) とちぎ地域企業再生ファンドの投資実績は、栃木レザ、関東自動車の二件(二〇〇四年十一月末時点)である。
- (62) 栃木県中小企業再生支援協議会の相談実績は四百十四件、計画策定支援実績は二十二社(二〇〇四年十一月末時点)である。
- (63) 政策の窓毛デルに関しては、宮川公男『政策科学入門(第二版)』(東洋経済新報社、二〇〇二年)二百九十九頁を参照のこと。
- (64) 自治体の危機管理に関しては、中野章・幸田雅治編著『危機発生後の七十二時間』(第一法規、二〇〇六年)、自治体危機管理研究会編著『実践から学ぶ危機管理』(都政新報社、二〇〇六年)、市町村アカデミー監修『防災対策と危機管理』(ぎょうせい、二〇〇五年)、中野章編著『行政の危機管理システム』(中央法規出版、二〇〇〇年)などの文献があげられる。

- (65) 危機管理の理論に関しては、大泉光一『危機管理学総論』(ミネルヴァ書房、二〇〇六年)、宮林正恭『危機管理・補訂版』(丸善、二〇〇五年)、中邨章編著『危機管理と行政』(ぎょうせい、二〇〇五年)などの文献があげられる。
- (66) 金融機関の経営破綻のうち、北海道拓殖銀行の事例に関しては、北海道新聞社『逆風を超えて―拓銀破たんと北海道経済』(北海道新聞社、一九九八年)、北海道新聞社『拓銀はなぜ消滅したか』(北海道新聞社、一九九九年)、毎日新聞社北海道報道部『破綻北海道が凍てついた日々』(毎日新聞社、一九九八年)などが参考になる。
- (67) 地域金融に関しては、多胡秀人『地域金融論』(金融財政事情研究会、二〇〇七年)、筒井義郎・植村修一編『リレーショナルシップバンキングと地域金融』(日本経済新聞出版社、二〇〇七年)、黒川和美編著『地域金融と地域づくり』(ぎょうせい、二〇〇六年)、吉野直行・藤田康範・土居文朗編『中小企業金融と日本経済』(慶応義塾大学出版会、二〇〇六年)、堀江康熙編著『地域金融と企業の再生』(中央経済社、二〇〇五年)、村本牧『リレーショナルシップバンキングと金融システム』(東洋経済新報社、二〇〇五年)、堀江康熙編著『地域経済の再生と公共政策』(中央経済社、二〇〇四年)、木村温人『現代の地域金融』(日本評論社、二〇〇四年)、由里宗之『リレーショナルシップバンキング入門』(金融財政事情研究会、二〇〇三年)、相川直之『地域活性化と金融円滑化のためのスタンダードとは何か』(地域産業研究所、二〇〇〇年)などの文献があげられる。
- (68) 新銀行東京に関しては、例えば『新銀行構想の衝撃度』『金融ビジネス』(東洋経済新報社、二〇〇三年十一月)などを参照のこと。
- (69) 地域再生ファンドに関しては、例えば『特集・地域再生ファンドの効用』『金融財政事情』(きんざい、二〇〇四年三月二十二日号)などを参照のこと。
- (70) 自治体法務に関しては、鈴木庸夫編『自治体法務改革の理論』(勁草書房、二〇〇七年)、天野巡一・石川久・加藤良重編著『自治体政策と訴訟法務』(学陽書房、二〇〇七年)、占部裕典・北村喜宣・交告尚史編『解釈法学と政策法学』(勁草書房、二〇〇五年)、幸田雅治・安念潤司・生沼裕『政策法務の基礎知識』(第一法規、二〇〇四年)、阿部泰隆『政策法学講座』(第一法規、二〇〇三年)、山口道昭『自治体実務からみた地方分権と政策法務』(ぎょうせい、二〇〇〇年)、天野巡一他編著『政策法務と自治体』(日本評論社、一九八九年)などの文献があげられる。
- (71) グレーム・T・アリソン(宮里政玄訳)『決定の本質』(中央公論社、一九七七年)。
- (72) 拙稿『地域金融のあり方について』『東京大学大学院法学政治学研究科専修コース研究年報(一九九四年度版)』(一九九五年)百三十一頁百十八頁を参照のこと。